

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年4月27日提出
【計算期間】	第5期中(自 2025年8月1日至 2026年1月31日)
【ファンド名】	日興FWS・日本株インデックス 日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり) 日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし) 日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり) 日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし) 日興FWS・日本債インデックス 日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり) 日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし) 日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり) 日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし) 日興FWS・Jリートインデックス 日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり) 日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし) 日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり) 日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6205-0265
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

日興FWS・日本株インデックス

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	27,044,705,698	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	14,419,751	0.05
合計（純資産総額）		27,030,285,947	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,682,021,396	97.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	36,290,997	2.11
合計（純資産総額）		1,718,312,393	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	1,701,345,455	99.01

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	56,670,797,063	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	31,946,623	0.06
合計（純資産総額）		56,638,850,440	100.00

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,377,633,046	97.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	36,456,125	2.58
合計（純資産総額）		1,414,089,171	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
----	-----------	------	---------	-------------

為替予約取引	売建	-	1,407,888,872	99.56
--------	----	---	---------------	-------

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	21,855,761,643	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	17,636,399	0.08
合計(純資産総額)		21,838,125,244	100.00

日興FWS・日本債インデックス

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	32,943,509,534	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	17,424,519	0.05
合計(純資産総額)		32,926,085,015	100.00

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	495,681,259	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	280,786	0.06
合計(純資産総額)		495,400,473	100.00

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	14,442,284,602	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	8,593,530	0.06
合計(純資産総額)		14,433,691,072	100.00

日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	293,793,898	96.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	10,336,243	3.40
合計(純資産総額)		304,130,141	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	7,972,452	2.62
為替予約取引	売建	-	299,426,928	98.45

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	11,257,824,550	99.94
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,781,730	0.06
合計（純資産総額）		11,264,606,280	100.00

日興FWS・Jリートインデックス

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	5,366,206,674	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,524,300	0.07
合計（純資産総額）		5,362,682,374	100.00

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	200,143,243	97.81
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,488,212	2.19
合計（純資産総額）		204,631,455	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	202,299,307	98.86

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	5,591,467,641	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,978,300	0.07
合計（純資産総額）		5,587,489,341	100.00

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	373,490,456	97.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	9,572,868	2.50
合計（純資産総額）		383,063,324	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	366,088,041	95.57

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	21,436,554,011	100.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	110,244	0.00
合計（純資産総額）		21,436,443,767	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

日興FWS・日本株インデックス

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期（2022年8月1日）	2,799,088,382	2,799,088,382	10,285	10,285
第2期（2023年7月31日）	7,273,190,384	7,273,190,384	12,493	12,493
第3期（2024年7月31日）	13,567,394,688	13,567,394,688	15,353	15,353
第4期（2025年7月31日）	19,776,927,566	19,776,927,566	16,559	16,559
2025年1月末日	16,307,552,401	-	15,489	-
2月末日	15,983,973,439	-	14,899	-
3月末日	16,203,647,900	-	14,931	-
4月末日	16,427,846,259	-	14,982	-
5月末日	18,217,566,191	-	15,744	-
6月末日	18,854,191,382	-	16,052	-
7月末日	19,776,927,566	-	16,559	-
8月末日	21,060,923,440	-	17,306	-
9月末日	21,992,273,937	-	17,821	-
10月末日	23,445,509,184	-	18,922	-
11月末日	24,305,022,060	-	19,189	-
12月末日	25,553,351,378	-	19,383	-

2026年 1月末日	27,030,285,947	-	20,279	-
------------	----------------	---	--------	---

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	1,248,913,323	1,248,913,323	9,157	9,157
第2期 (2023年 7月31日)	2,276,545,764	2,276,545,764	9,803	9,803
第3期 (2024年 7月31日)	1,457,936,678	1,457,936,678	10,937	10,937
第4期 (2025年 7月31日)	1,610,514,183	1,610,514,183	12,318	12,318
2025年 1月末日	1,644,753,798	-	11,892	-
2月末日	1,578,509,199	-	11,577	-
3月末日	1,476,086,559	-	11,073	-
4月末日	1,432,314,287	-	10,985	-
5月末日	1,534,944,266	-	11,646	-
6月末日	1,576,054,266	-	12,018	-
7月末日	1,610,514,183	-	12,318	-
8月末日	1,646,231,596	-	12,543	-
9月末日	1,643,916,054	-	12,790	-
10月末日	1,637,179,953	-	13,056	-
11月末日	1,650,983,470	-	13,012	-
12月末日	1,695,012,077	-	13,191	-
2026年 1月末日	1,718,312,393	-	13,326	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	4,920,711,373	4,920,711,373	10,977	10,977
第2期 (2023年 7月31日)	15,583,517,947	15,583,517,947	13,165	13,165
第3期 (2024年 7月31日)	32,571,160,582	32,571,160,582	16,667	16,667
第4期 (2025年 7月31日)	45,694,632,084	45,694,632,084	19,353	19,353
2025年 1月末日	38,340,022,758	-	18,677	-
2月末日	37,197,959,116	-	17,693	-
3月末日	36,360,043,319	-	17,055	-
4月末日	35,400,138,378	-	16,332	-
5月末日	39,942,705,581	-	17,510	-
6月末日	42,419,076,306	-	18,340	-
7月末日	45,694,632,084	-	19,353	-
8月末日	47,073,643,665	-	19,509	-
9月末日	49,590,524,964	-	20,222	-

10月末日	51,421,379,517	-	21,393	-
11月末日	53,539,926,643	-	21,728	-
12月末日	55,541,688,751	-	22,165	-
2026年 1月末日	56,638,850,440	-	22,140	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	799,117,318	799,117,318	7,793	7,793
第2期 (2023年 7月31日)	1,557,178,946	1,557,178,946	7,872	7,872
第3期 (2024年 7月31日)	907,861,765	907,861,765	7,773	7,773
第4期 (2025年 7月31日)	1,067,528,817	1,067,528,817	8,715	8,715
2025年 1月末日	1,347,699,534	-	7,733	-
2月末日	977,028,852	-	7,887	-
3月末日	967,691,085	-	7,845	-
4月末日	947,783,715	-	7,744	-
5月末日	1,015,742,697	-	8,202	-
6月末日	1,059,499,743	-	8,570	-
7月末日	1,067,528,817	-	8,715	-
8月末日	1,082,821,446	-	8,795	-
9月末日	1,126,553,334	-	9,313	-
10月末日	1,263,793,318	-	9,760	-
11月末日	1,236,403,706	-	9,455	-
12月末日	1,276,736,845	-	9,654	-
2026年 1月末日	1,414,089,171	-	10,654	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	1,592,980,698	1,592,980,698	9,596	9,596
第2期 (2023年 7月31日)	5,115,594,082	5,115,594,082	10,903	10,903
第3期 (2024年 7月31日)	9,430,022,708	9,430,022,708	12,314	12,314
第4期 (2025年 7月31日)	14,149,213,262	14,149,213,262	14,293	14,293
2025年 1月末日	11,061,560,445	-	12,792	-
2月末日	11,381,491,531	-	12,708	-
3月末日	11,506,167,943	-	12,696	-
4月末日	11,042,979,605	-	11,997	-
5月末日	12,348,205,527	-	12,858	-
6月末日	13,208,683,236	-	13,579	-

7月末日	14,149,213,262	-	14,293	-
8月末日	14,407,700,845	-	14,230	-
9月末日	15,777,194,673	-	15,328	-
10月末日	18,285,133,075	-	16,697	-
11月末日	18,530,222,490	-	16,491	-
12月末日	19,721,235,768	-	16,884	-
2026年 1月末日	21,838,125,244	-	18,360	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・日本債インデックス

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	4,102,674,873	4,102,674,873	9,693	9,693
第2期 (2023年 7月31日)	10,732,308,025	10,732,308,025	9,498	9,498
第3期 (2024年 7月31日)	20,580,641,083	20,580,641,083	9,144	9,144
第4期 (2025年 7月31日)	27,191,828,491	27,191,828,491	8,823	8,823
2025年 1月末日	24,298,931,427	-	9,085	-
2月末日	24,458,045,348	-	9,023	-
3月末日	24,344,600,873	-	8,934	-
4月末日	24,535,022,161	-	8,982	-
5月末日	26,526,351,283	-	8,866	-
6月末日	26,961,222,815	-	8,915	-
7月末日	27,191,828,491	-	8,823	-
8月末日	27,689,644,827	-	8,795	-
9月末日	28,245,604,346	-	8,787	-
10月末日	32,468,484,937	-	8,801	-
11月末日	32,660,797,805	-	8,700	-
12月末日	33,113,089,875	-	8,592	-
2026年 1月末日	32,926,085,015	-	8,484	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	697,412,778	697,412,778	8,902	8,902
第2期 (2023年 7月31日)	759,134,978	759,134,978	8,008	8,008
第3期 (2024年 7月31日)	409,844,944	409,844,944	7,902	7,902
第4期 (2025年 7月31日)	453,304,178	453,304,178	7,783	7,783
2025年 1月末日	473,208,947	-	7,785	-
2月末日	475,975,095	-	7,839	-
3月末日	452,031,225	-	7,787	-

4月末日	449,580,234	-	7,857	-
5月末日	444,745,208	-	7,792	-
6月末日	457,537,295	-	7,821	-
7月末日	453,304,178	-	7,783	-
8月末日	458,708,999	-	7,801	-
9月末日	453,897,547	-	7,819	-
10月末日	492,658,567	-	7,866	-
11月末日	495,135,530	-	7,875	-
12月末日	495,123,161	-	7,829	-
2026年 1月末日	495,400,473	-	7,825	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	599,972,982	599,972,982	10,152	10,152
第2期（2023年 7月31日）	2,359,142,500	2,359,142,500	10,357	10,357
第3期（2024年 7月31日）	10,035,082,127	10,035,082,127	11,532	11,532
第4期（2025年 7月31日）	13,181,747,461	13,181,747,461	11,838	11,838
2025年 1月末日	11,252,606,230	-	11,595	-
2月末日	11,335,115,582	-	11,369	-
3月末日	11,570,197,135	-	11,489	-
4月末日	11,491,358,554	-	11,290	-
5月末日	12,153,847,468	-	11,352	-
6月末日	12,622,869,387	-	11,630	-
7月末日	13,181,747,461	-	11,838	-
8月末日	13,493,781,538	-	11,812	-
9月末日	14,052,625,009	-	12,035	-
10月末日	13,308,530,399	-	12,497	-
11月末日	13,905,558,596	-	12,759	-
12月末日	14,309,545,926	-	12,819	-
2026年 1月末日	14,433,691,072	-	12,705	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	499,040,748	499,040,748	7,390	7,390
第2期（2023年 7月31日）	445,115,997	445,115,997	7,042	7,042
第3期（2024年 7月31日）	319,126,239	319,126,239	6,970	6,970
第4期（2025年 7月31日）	318,023,035	318,023,035	6,971	6,971

2025年 1月末日	312,903,172	-	6,805	-
2月末日	314,017,831	-	6,895	-
3月末日	307,333,400	-	6,844	-
4月末日	305,557,687	-	6,850	-
5月末日	307,882,784	-	6,840	-
6月末日	316,909,389	-	6,930	-
7月末日	318,023,035	-	6,971	-
8月末日	325,752,725	-	7,066	-
9月末日	325,497,045	-	7,156	-
10月末日	297,184,138	-	7,240	-
11月末日	299,058,166	-	7,239	-
12月末日	303,676,608	-	7,243	-
2026年 1月末日	304,130,141	-	7,238	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	909,275,454	909,275,454	9,071	9,071
第2期 (2023年 7月31日)	2,841,117,482	2,841,117,482	9,685	9,685
第3期 (2024年 7月31日)	8,242,463,797	8,242,463,797	11,005	11,005
第4期 (2025年 7月31日)	10,319,636,766	10,319,636,766	11,358	11,358
2025年 1月末日	8,897,291,480	-	11,222	-
2月末日	9,022,997,612	-	11,068	-
3月末日	9,058,873,991	-	11,013	-
4月末日	8,784,922,924	-	10,546	-
5月末日	9,274,067,400	-	10,661	-
6月末日	9,645,746,750	-	10,908	-
7月末日	10,319,636,766	-	11,358	-
8月末日	10,609,679,734	-	11,358	-
9月末日	11,188,304,319	-	11,693	-
10月末日	10,564,501,785	-	12,277	-
11月末日	11,004,722,702	-	12,513	-
12月末日	11,207,730,292	-	12,550	-
2026年 1月末日	11,264,606,280	-	12,358	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・Jリートインデックス

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	660,722,369	660,722,369	9,752	9,752

第2期 (2023年 7月31日)	1,468,523,681	1,468,523,681	9,355	9,355
第3期 (2024年 7月31日)	2,794,911,644	2,794,911,644	8,972	8,972
第4期 (2025年 7月31日)	4,632,555,627	4,632,555,627	10,162	10,162
2025年 1月末日	3,718,903,188	-	9,101	-
2月末日	3,810,488,850	-	9,152	-
3月末日	3,838,157,727	-	9,122	-
4月末日	3,917,859,066	-	9,261	-
5月末日	4,181,529,300	-	9,420	-
6月末日	4,351,863,377	-	9,686	-
7月末日	4,632,555,627	-	10,162	-
8月末日	4,903,672,536	-	10,556	-
9月末日	4,984,082,514	-	10,591	-
10月末日	4,970,119,845	-	10,844	-
11月末日	5,249,127,653	-	11,210	-
12月末日	5,371,111,268	-	11,212	-
2026年 1月末日	5,362,682,374	-	11,066	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	223,557,535	223,557,535	9,413	9,413
第2期 (2023年 7月31日)	280,614,480	280,614,480	8,241	8,241
第3期 (2024年 7月31日)	212,686,964	212,686,964	8,620	8,620
第4期 (2025年 7月31日)	207,229,392	207,229,392	8,470	8,470
2025年 1月末日	211,587,777	-	8,548	-
2月末日	213,106,656	-	8,672	-
3月末日	202,818,232	-	8,388	-
4月末日	197,188,741	-	8,224	-
5月末日	204,185,010	-	8,462	-
6月末日	204,601,547	-	8,389	-
7月末日	207,229,392	-	8,470	-
8月末日	212,137,058	-	8,608	-
9月末日	209,231,448	-	8,624	-
10月末日	196,257,569	-	8,525	-
11月末日	200,901,651	-	8,632	-
12月末日	200,797,805	-	8,529	-
2026年 1月末日	204,631,455	-	8,650	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	705,091,584	705,091,584	11,414	11,414
第2期 (2023年 7月31日)	1,707,663,787	1,707,663,787	11,161	11,161
第3期 (2024年 7月31日)	3,898,822,535	3,898,822,535	13,358	13,358
第4期 (2025年 7月31日)	4,491,442,951	4,491,442,951	13,542	13,542
2025年 1月末日	3,895,745,653	-	13,703	-
2月末日	3,964,373,192	-	13,544	-
3月末日	3,885,703,164	-	13,166	-
4月末日	3,725,043,216	-	12,423	-
5月末日	4,118,182,269	-	12,952	-
6月末日	4,206,854,150	-	13,021	-
7月末日	4,491,442,951	-	13,542	-
8月末日	4,651,481,068	-	13,622	-
9月末日	4,843,634,486	-	13,877	-
10月末日	5,037,686,280	-	14,245	-
11月末日	5,323,838,512	-	14,697	-
12月末日	5,467,242,625	-	14,617	-
2026年 1月末日	5,587,489,341	-	14,668	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	379,591,347	379,591,347	9,260	9,260
第2期 (2023年 7月31日)	484,347,107	484,347,107	9,620	9,620
第3期 (2024年 7月31日)	351,651,252	351,651,252	11,060	11,060
第4期 (2025年 7月31日)	328,719,455	328,719,455	14,063	14,063
2025年 1月末日	315,222,471	-	12,422	-
2月末日	319,928,381	-	12,701	-
3月末日	329,458,822	-	13,549	-
4月末日	344,420,667	-	14,465	-
5月末日	340,489,502	-	14,370	-
6月末日	333,853,137	-	14,124	-
7月末日	328,719,455	-	14,063	-
8月末日	344,665,794	-	14,656	-
9月末日	378,599,728	-	16,325	-
10月末日	284,750,566	-	17,085	-
11月末日	295,190,128	-	17,634	-
12月末日	310,347,761	-	18,294	-
2026年 1月末日	383,063,324	-	22,598	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2022年8月1日)	1,659,064,454	1,659,064,454	11,456	11,456
第2期(2023年7月31日)	4,807,475,147	4,807,475,147	13,424	13,424
第3期(2024年7月31日)	10,723,399,717	10,723,399,717	17,682	17,682
第4期(2025年7月31日)	15,588,785,663	15,588,785,663	23,335	23,335
2025年1月末日	12,844,080,480	-	20,713	-
2月末日	13,010,509,182	-	20,617	-
3月末日	13,949,377,642	-	22,062	-
4月末日	14,354,996,655	-	22,650	-
5月末日	14,976,992,033	-	22,813	-
6月末日	14,944,957,175	-	22,645	-
7月末日	15,588,785,663	-	23,335	-
8月末日	16,296,411,356	-	23,998	-
9月末日	18,637,513,854	-	27,169	-
10月末日	15,365,932,685	-	29,467	-
11月末日	16,449,537,542	-	30,978	-
12月末日	17,508,649,935	-	32,207	-
2026年1月末日	21,436,443,767	-	39,233	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

日興FWS・日本株インデックス

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0
第3期	2023年8月1日～2024年7月31日	0
第4期	2024年8月1日～2025年7月31日	0

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0
第3期	2023年8月1日～2024年7月31日	0
第4期	2024年8月1日～2025年7月31日	0

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・日本債インデックス

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・Jリートインデックス

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0

第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

【収益率の推移】

日興FWS・日本株インデックス

	収益率(%)
第1期	2.9
第2期	21.5
第3期	22.9
第4期	7.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

	収益率(%)
第1期	8.4
第2期	7.1
第3期	11.6
第4期	12.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

	収益率(%)
第1期	9.8
第2期	19.9
第3期	26.6
第4期	16.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

	収益率(%)

第1期	22.1
第2期	1.0
第3期	1.3
第4期	12.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

	収益率(%)
第1期	4.0
第2期	13.6
第3期	12.9
第4期	16.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・日本債インデックス

	収益率(%)
第1期	3.1
第2期	2.0
第3期	3.7
第4期	3.5

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

	収益率(%)
第1期	11.0
第2期	10.0
第3期	1.3
第4期	1.5

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

	収益率(%)
第1期	1.5
第2期	2.0
第3期	11.3
第4期	2.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)

	収益率(%)
第1期	26.1
第2期	4.7
第3期	1.0
第4期	0.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)

	収益率(%)
第1期	9.3
第2期	6.8
第3期	13.6
第4期	3.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・Jリートインデックス

	収益率(%)
第1期	2.5
第2期	4.1
第3期	4.1
第4期	13.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

	収益率(%)
第1期	5.9
第2期	12.5
第3期	4.6
第4期	1.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

	収益率(%)
第1期	14.1
第2期	2.2

第3期	19.7
第4期	1.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)

	収益率(%)
第1期	7.4
第2期	3.9
第3期	15.0
第4期	27.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)

	収益率(%)
第1期	14.6
第2期	17.2
第3期	31.7
第4期	32.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(参考)

(1) 投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	509,643,605,800	99.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,170,062,605	0.81
合計(純資産総額)		513,813,668,405	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	4,185,090,000	0.81
合計	買建	-	4,185,090,000	0.81

外国株式インデックス・マザーファンド

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	875,779,397,354	70.17
	イギリス	47,027,551,055	3.77

	カナダ	45,545,877,428	3.65
	スイス	33,989,284,107	2.72
	ドイツ	30,386,347,700	2.43
	フランス	29,890,793,232	2.39
	オランダ	22,976,692,027	1.84
	アイルランド	20,983,990,081	1.68
	オーストラリア	19,348,633,446	1.55
	スペイン	12,203,992,446	0.98
	スウェーデン	11,057,402,148	0.89
	イタリア	9,347,689,736	0.75
	デンマーク	6,499,078,810	0.52
	香港	4,846,592,357	0.39
	シンガポール	4,813,733,128	0.39
	フィンランド	3,713,969,523	0.30
	イスラエル	3,669,002,288	0.29
	ベルギー	2,958,943,186	0.24
	ケイマン諸島	2,351,235,116	0.19
	ジャージー	2,173,430,188	0.17
	ルクセンブルグ	2,013,136,089	0.16
	ノルウェー	1,975,334,153	0.16
	リベリア	1,342,160,338	0.11
	バミューダ	1,331,727,314	0.11
	オランダ領キュ ラソー	1,138,544,837	0.09
	オーストリア	916,865,408	0.07
	ニュージーラン ド	740,949,713	0.06
	ポルトガル	617,401,005	0.05
	パナマ	482,097,186	0.04
	マン島	90,822,919	0.01
	小計	1,200,212,674,318	96.16
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	16,311,872,833	1.31
	オーストラリア	1,728,829,837	0.14
	フランス	463,387,953	0.04
	シンガポール	283,146,378	0.02
	イギリス	269,886,014	0.02
	香港	170,474,457	0.01
	ケイマン諸島	100,535,870	0.01
	小計	19,328,133,342	1.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	28,554,744,915	2.29
合計(純資産総額)		1,248,095,552,575	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	イギリス	1,139,616,441	0.09

株価指数先物取引	買建	ドイツ	4,035,887,452	0.32
株価指数先物取引	買建	アメリカ	22,833,251,756	1.83
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	791,716,563	0.06
合計	買建	-	28,800,472,212	2.31

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	-	2,927,680,178	0.23

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2026年1月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	台湾	18,154,438,631	19.22
	ケイマン諸島	13,725,127,577	14.53
	韓国	13,373,149,000	14.16
	インド	11,555,603,622	12.24
	中国	5,837,358,165	6.18
	ブラジル	3,270,320,334	3.46
	南アフリカ	2,979,024,597	3.15
	メキシコ	1,322,717,014	1.40
	マレーシア	1,010,468,525	1.07
	ポーランド	890,162,629	0.94
	インドネシア	852,662,015	0.90
	タイ	849,823,831	0.90
	香港	747,035,749	0.79
	チリ	516,241,613	0.55
	ギリシャ	504,129,017	0.53
	イギリス	430,425,057	0.46
	トルコ	409,514,549	0.43
	バミューダ	340,878,437	0.36
	フィリピン	298,555,238	0.32
	ハンガリー	291,383,728	0.31
	アメリカ	288,047,621	0.30
	スイス	172,421,990	0.18
	コロンビア	145,827,871	0.15
	チェコ	116,167,564	0.12
	ルクセンブルグ	95,696,897	0.10
	オランダ	89,944,137	0.10
	エジプト	74,570,979	0.08
カナダ	59,729,980	0.06	
ペルー	47,743,071	0.05	
シンガポール	16,550,781	0.02	
小計		78,465,720,219	83.08
投資信託受益証券	香港	3,171,611,968	3.36
投資証券	アメリカ	4,627,506,630	4.90

	メキシコ	404,798,505	0.43
	ブラジル	148,878,726	0.16
	小計	5,181,183,861	5.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	7,627,604,060	8.07
合計(純資産総額)		94,446,120,108	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,664,470,908	8.12
合計	買建	-	7,664,470,908	8.12

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	319,111,995	0.34

国内債券(NOMURA - BPI)マザーファンド

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	104,646,190,500	77.59
地方債証券	日本	10,615,564,300	7.87
特殊債券	日本	9,162,086,387	6.79
社債券	日本	9,688,425,800	7.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	761,985,248	0.57
合計(純資産総額)		134,874,252,235	100.00

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	19,020,009,415	44.01
	中国	4,923,920,372	11.39
	フランス	3,067,130,214	7.10
	イタリア	2,874,978,671	6.65
	イギリス	2,532,405,191	5.86
	ドイツ	2,431,247,507	5.63
	スペイン	1,839,812,255	4.26
	カナダ	887,272,820	2.05
	ベルギー	644,352,802	1.49
	オーストラリア	545,845,436	1.26
	オランダ	545,497,705	1.26
	オーストリア	451,077,078	1.04
	メキシコ	383,028,761	0.89
	シンガポール	379,304,493	0.88
	ポーランド	311,528,857	0.72
	ポルトガル	247,886,345	0.57
フィンランド	220,514,401	0.51	

	アイルランド	177,387,909	0.41
	イスラエル	175,617,703	0.41
	ニュージーランド	132,410,082	0.31
	デンマーク	88,007,203	0.20
	スウェーデン	78,088,136	0.18
	ノルウェー	74,245,224	0.17
	小計	42,031,568,580	97.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,185,595,219	2.74
合計(純資産総額)		43,217,163,799	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	-	3,100,310,546	7.17
為替予約取引	売建	-	45,384,801,493	105.02

外国債券パッシブ・マザーファンド

2026年1月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	95,459,086,727	44.40
	中国	24,683,177,662	11.48
	フランス	15,401,221,435	7.16
	イタリア	14,469,184,622	6.73
	イギリス	12,691,517,293	5.90
	ドイツ	12,129,625,860	5.64
	スペイン	9,227,430,606	4.29
	カナダ	4,464,594,541	2.08
	ベルギー	3,210,474,370	1.49
	オーストラリア	2,710,423,452	1.26
	オランダ	2,686,424,540	1.25
	オーストリア	2,274,195,322	1.06
	メキシコ	1,942,176,422	0.90
	ポーランド	1,557,554,717	0.72
	ポルトガル	1,242,104,880	0.58
	フィンランド	1,104,235,304	0.51
	マレーシア	1,091,687,833	0.51
	アイルランド	903,451,520	0.42
	イスラエル	865,356,920	0.40
	シンガポール	819,167,454	0.38
	ニュージーランド	669,153,514	0.31
	デンマーク	439,923,489	0.20
スウェーデン	379,221,273	0.18	
ノルウェー	369,452,327	0.17	
小計		210,790,842,083	98.05

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,188,665,034	1.95
合計(純資産総額)		214,979,507,117	100.00

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	トルコ	1,484,252,647	10.91
	サウジアラビア	1,227,246,617	9.02
	メキシコ	1,174,146,638	8.63
	ポーランド	1,035,731,400	7.61
	ブラジル	984,195,987	7.23
	ハンガリー	885,717,598	6.51
	アラブ首長国連邦	816,910,187	6.00
	チリ	796,265,351	5.85
	コロンビア	738,841,841	5.43
	南アフリカ	531,975,376	3.91
	ドミニカ共和国	507,447,398	3.73
	ペルー	370,468,881	2.72
	ウクライナ	349,978,935	2.57
	ヴェネズエラ	304,486,509	2.24
	パナマ	280,134,472	2.06
	オマーン	228,993,044	1.68
	中国	202,969,494	1.49
	インドネシア	195,230,869	1.43
	バーレーン	184,327,155	1.35
	ウルグアイ	166,946,980	1.23
	ナイジェリア	145,040,288	1.07
	フィリピン	113,834,708	0.84
	エジプト	112,062,394	0.82
アンゴラ	90,085,633	0.66	
小計		12,927,290,402	95.00
社債券	ルクセンブルグ	156,010,998	1.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	523,947,721	3.85
合計(純資産総額)		13,607,249,121	100.00

Jリート・インデックス・マザーファンド

2026年1月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	33,561,632,050	98.75
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	426,145,759	1.25
合計(純資産総額)		33,987,777,809	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
リート指数先物取引	買建	日本	39,320,000	0.12
合計	買建	-	39,320,000	0.12

外国リート・インデックス・マザーファンド

2026年1月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	41,982,638,005	75.53
	オーストラリア	4,253,629,436	7.65
	イギリス	2,423,680,089	4.36
	シンガポール	1,928,676,298	3.47
	フランス	1,202,437,118	2.16
	カナダ	717,982,980	1.29
	ベルギー	667,435,259	1.20
	香港	504,060,533	0.91
	スペイン	280,856,027	0.51
	韓国	116,951,580	0.21
	イスラエル	112,832,988	0.20
	オランダ	89,479,940	0.16
	ニュージーランド	65,254,551	0.12
	ガーンジー	43,946,684	0.08
	アイルランド	18,453,786	0.03
	ドイツ	17,958,146	0.03
イタリア	8,164,309	0.01	
小計		54,434,437,729	97.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,150,601,794	2.07
合計(純資産総額)		55,585,039,523	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	115,379,644	0.21
為替予約取引	売建	-	10,100,878	0.02

ゴールド・インデックス・マザーファンド

2026年1月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アメリカ	28,007,387,928	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	278,974,111	0.99
合計(純資産総額)		28,286,362,039	100.00

2【設定及び解約の実績】

日興FWS・日本株インデックス

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2,890,422,774	168,911,148
第2期	4,297,436,756	1,197,309,718
第3期	4,672,800,551	1,657,460,653
第4期	4,650,478,533	1,544,437,278

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,404,107,104	40,263,404
第2期	1,519,173,996	560,820,462
第3期	213,156,900	1,202,323,222
第4期	954,363,004	979,984,315

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	4,695,605,698	212,948,338
第2期	8,789,526,644	1,435,143,891
第3期	10,577,162,915	2,871,814,397
第4期	7,962,947,636	3,893,912,888

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,069,832,666	44,346,404
第2期	1,424,902,597	472,336,385
第3期	195,507,747	1,005,571,489
第4期	833,306,157	776,356,399

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,780,724,937	120,670,708
第2期	3,496,690,057	465,030,283
第3期	3,931,696,475	965,572,142
第4期	3,398,029,745	1,156,272,251

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・日本債インデックス

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	4,507,092,311	274,639,349
第2期	8,024,842,487	957,166,018
第3期	13,422,124,144	2,214,511,761
第4期	12,448,701,926	4,135,878,952

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	819,677,926	36,239,986
第2期	486,790,484	322,210,248
第3期	99,477,078	528,829,238
第4期	278,840,278	215,071,721

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	628,252,986	37,254,796
第2期	1,885,666,023	198,801,468
第3期	6,964,299,671	540,473,289
第4期	3,834,861,550	1,401,728,906

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,033,256,409	357,926,095
第2期	377,079,050	420,354,931
第3期	83,454,131	257,663,288
第4期	285,313,974	286,953,568

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,073,795,109	71,378,806
第2期	2,199,858,549	268,648,368
第3期	5,078,374,121	522,565,784
第4期	3,096,314,100	1,500,276,719

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・Jリートインデックス

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	707,908,297	30,413,449
第2期	1,039,940,827	147,641,594
第3期	1,783,263,714	237,870,804
第4期	1,995,507,514	551,949,727

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	252,217,041	14,721,288
第2期	214,040,924	111,046,591
第3期	55,964,696	149,714,645
第4期	153,498,190	155,570,164

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	651,494,466	33,763,766
第2期	1,088,596,448	176,347,368
第3期	1,596,850,660	208,013,230
第4期	1,150,341,332	752,580,501

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	431,017,114	21,071,654
第2期	262,998,864	169,464,709
第3期	54,914,140	240,439,631
第4期	112,679,455	196,881,172

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,531,395,090	83,190,473
第2期	2,431,110,301	298,066,647
第3期	3,024,185,731	540,679,263
第4期	1,825,426,719	1,209,627,293

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(2025年8月1日から2026年1月31日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【日興FWS・日本株インデックス】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,496	58,250,114
コール・ローン	3,596,192	3,377,427
親投資信託受益証券	19,787,409,754	27,044,705,698
未収利息	-	67
流動資産合計	19,791,026,442	27,106,333,306
資産合計	19,791,026,442	27,106,333,306
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,553,277	3,439,605
未払受託者報酬	1,866,466	2,584,636
未払委託者報酬	8,399,248	11,631,051
その他未払費用	279,885	387,611
流動負債合計	14,098,876	18,042,903
負債合計	14,098,876	18,042,903
純資産の部		
元本等		
元本	11,943,019,817	13,358,124,735
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	7,833,907,749	13,730,165,668
(分配準備積立金)	3,951,586,746	3,677,459,737
元本等合計	19,776,927,566	27,088,290,403
純資産合計	19,776,927,566	27,088,290,403
負債純資産合計	19,791,026,442	27,106,333,306

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	7,829	27,564
有価証券売買等損益	228,213,042	4,643,357,754
営業収益合計	228,220,871	4,643,385,318
営業費用		
受託者報酬	1,617,264	2,584,636
委託者報酬	7,277,836	11,631,051
その他費用	242,501	387,611
営業費用合計	9,137,601	14,603,298
営業利益又は営業損失（ ）	219,083,270	4,628,782,020
経常利益又は経常損失（ ）	219,083,270	4,628,782,020
中間純利益又は中間純損失（ ）	219,083,270	4,628,782,020
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	19,174,194	125,079,572
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,730,416,126	7,833,907,749
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,224,907,779	1,980,690,986
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,224,907,779	1,980,690,986
剰余金減少額又は欠損金増加額	414,613,274	588,135,515
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	414,613,274	588,135,515
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,778,968,095	13,730,165,668

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	11,943,019,817口	13,358,124,735口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6559円 (1万口当たりの純資産額16,559円)	1口当たり純資産額 2.0279円 (1万口当たりの純資産額20,279円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	8,836,978,562円	11,943,019,817円
期中追加設定元本額	4,650,478,533円	2,300,668,961円
期中一部解約元本額	1,544,437,278円	885,564,043円

【日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	784	702
コール・ローン	137,551	167,499
親投資信託受益証券	1,632,883,174	1,682,021,396
派生商品評価勘定	1,346,668	38,461,977
未収利息	-	3
流動資産合計	1,634,368,177	1,720,651,577
資産合計	1,634,368,177	1,720,651,577
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	22,898,922	1,301,070
未払受託者報酬	167,541	183,164
未払委託者報酬	754,103	824,306
その他未払費用	33,428	36,544
流動負債合計	23,853,994	2,345,084
負債合計	23,853,994	2,345,084
純資産の部		
元本等		
元本	1,307,409,601	1,289,483,610
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	303,104,582	428,822,883
(分配準備積立金)	259,651,120	241,308,482
元本等合計	1,610,514,183	1,718,306,493
純資産合計	1,610,514,183	1,718,306,493
負債純資産合計	1,634,368,177	1,720,651,577

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	2,662	3,064
有価証券売買等損益	230,903,705	223,354,982
為替差損益	82,385,789	91,970,140
営業収益合計	148,520,578	131,387,906
営業費用		
受託者報酬	216,542	183,164
委託者報酬	974,581	824,306
その他費用	43,229	36,544
営業費用合計	1,234,352	1,044,014
営業利益又は営業損失（ ）	147,286,226	130,343,892
経常利益又は経常損失（ ）	147,286,226	130,343,892
中間純利益又は中間純損失（ ）	147,286,226	130,343,892
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	46,740,644	5,353,332
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	124,905,766	303,104,582
剰余金増加額又は欠損金減少額	125,236,171	22,560,230
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	125,236,171	22,560,230
剰余金減少額又は欠損金増加額	89,022,380	21,832,489
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	89,022,380	21,832,489
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	261,665,139	428,822,883

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,307,409,601口	1,289,483,610口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2318円 (1万口当たりの純資産額12,318円)	1口当たり純資産額 1.3326円 (1万口当たりの純資産額13,326円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第4期(2025年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	1,253,994,913	-	1,276,567,703	22,572,790
	カナダ・ドル	53,864,331	-	54,190,463	326,132
	オーストラリア・ドル	29,105,825	-	28,986,787	119,038
	イギリス・ポンド	62,166,966	-	62,105,114	61,852
	スイス・フラン	40,622,456	-	40,387,262	235,194
	スウェーデン・クローナ	13,064,143	-	12,995,107	69,036
	ユーロ	150,436,682	-	149,575,134	861,548
	小計	1,603,255,316	-	1,624,807,570	21,552,254
	合 計	1,603,255,316	-	1,624,807,570	21,552,254

第5期中間計算期間(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	1,367,913,612	-	1,331,178,903	36,734,709
	カナダ・ドル	61,290,377	-	61,143,826	146,551
	オーストラリア・ドル	27,747,439	-	28,251,802	504,363
	イギリス・ポンド	65,687,190	-	65,331,079	356,111
	スイス・フラン	42,188,217	-	42,579,520	391,303
	スウェーデン・クローナ	14,725,112	-	14,858,822	133,710
	ユーロ	158,954,415	-	158,001,503	952,912

	小計	1,738,506,362	-	1,701,345,455	37,160,907
	合計	1,738,506,362	-	1,701,345,455	37,160,907

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	1,333,030,912円	1,307,409,601円
期中追加設定元本額	954,363,004円	75,918,209円
期中一部解約元本額	979,984,315円	93,844,200円

【日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 （2025年 7月31日現在）	第5期中間計算期間 （2026年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	374,425	89,695,896
コール・ローン	65,694,338	22,057,485
親投資信託受益証券	45,718,654,470	56,670,797,063
未収利息	-	438
流動資産合計	45,784,723,233	56,782,550,882
資産合計	45,784,723,233	56,782,550,882
負債の部		
流動負債		
未払解約金	65,971,401	22,772,175
未払受託者報酬	4,231,524	5,666,891
未払委託者報酬	19,042,004	25,501,138
その他未払費用	846,220	1,128,462
流動負債合計	90,091,149	55,068,666
負債合計	90,091,149	55,068,666
純資産の部		
元本等		
元本	23,611,423,379	25,622,677,772
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	22,083,208,705	31,104,804,444
（分配準備積立金）	11,413,785,516	10,515,493,963
元本等合計	45,694,632,084	56,727,482,216
純資産合計	45,694,632,084	56,727,482,216
負債純資産合計	45,784,723,233	56,782,550,882

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	23,016	57,896
有価証券売買等損益	3,955,721,597	6,777,642,463
営業収益合計	3,955,744,613	6,777,700,359
営業費用		
受託者報酬	3,846,574	5,666,891
委託者報酬	17,309,721	25,501,138
その他費用	769,230	1,128,462
営業費用合計	21,925,525	32,296,491
営業利益又は営業損失（ ）	3,933,819,088	6,745,403,868
経常利益又は経常損失（ ）	3,933,819,088	6,745,403,868
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,933,819,088	6,745,403,868
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	104,545,036	219,593,095
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,028,771,951	22,083,208,705
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,595,116,048	4,360,589,861
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,595,116,048	4,360,589,861
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,640,736,160	1,864,804,895
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,640,736,160	1,864,804,895
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	17,812,425,891	31,104,804,444

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	23,611,423,379口	25,622,677,772口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9353円 (1万口当たりの純資産額19,353円)	1口当たり純資産額 2.2140円 (1万口当たりの純資産額22,140円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	19,542,388,631円	23,611,423,379円
期中追加設定元本額	7,962,947,636円	3,996,680,489円
期中一部解約元本額	3,893,912,888円	1,985,426,096円

【日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	927	789
コール・ローン	162,691	188,223
親投資信託受益証券	1,087,583,445	1,377,633,046
派生商品評価勘定	-	37,650,071
未収利息	-	3
流動資産合計	1,087,747,063	1,415,472,132
資産合計	1,087,747,063	1,415,472,132
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	18,923,544	157,552
未払金	284,663	-
未払受託者報酬	109,768	134,017
未払委託者報酬	878,402	1,072,500
その他未払費用	21,869	26,729
流動負債合計	20,218,246	1,390,798
負債合計	20,218,246	1,390,798
純資産の部		
元本等		
元本	1,224,938,490	1,327,292,545
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	157,409,673	86,788,789
(分配準備積立金)	80,387,630	77,252,350
元本等合計	1,067,528,817	1,414,081,334
純資産合計	1,067,528,817	1,414,081,334
負債純資産合計	1,087,747,063	1,415,472,132

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	307	530
有価証券売買等損益	36,764,344	308,971,301
為替差損益	69,020,824	59,144,508
営業収益合計	32,256,173	249,827,323
営業費用		
受託者報酬	131,011	134,017
委託者報酬	1,048,400	1,072,500
その他費用	26,124	26,729
営業費用合計	1,205,535	1,233,246
営業利益又は営業損失（ ）	33,461,708	248,594,077
経常利益又は経常損失（ ）	33,461,708	248,594,077
中間純利益又は中間純損失（ ）	33,461,708	248,594,077
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,817,997	3,322,335
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	260,126,967	157,409,673
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,461,021	6,302,260
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,461,021	6,302,260
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	128,168,081	7,375,540
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	128,168,081	7,375,540
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	395,113,732	86,788,789

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,224,938,490口	1,327,292,545口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 157,409,673円	元本の欠損
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8715円 (1万口当たりの純資産額8,715円)	1口当たり純資産額 1.0654円 (1万口当たりの純資産額10,654円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第4期(2025年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	1,057,643,628	-	1,076,567,172	18,923,544
	小計	1,057,643,628	-	1,076,567,172	18,923,544
合計		1,057,643,628	-	1,076,567,172	18,923,544

第5期中間計算期間(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	1,445,381,391	-	1,407,888,872	37,492,519
	小計	1,445,381,391	-	1,407,888,872	37,492,519
合計		1,445,381,391	-	1,407,888,872	37,492,519

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	1,167,988,732円	1,224,938,490円
期中追加設定元本額	833,306,157円	153,042,616円
期中一部解約元本額	776,356,399円	50,688,561円

【日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 （2025年 7月31日現在）	第5期中間計算期間 （2026年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	45,852	27,480,247
コール・ローン	8,044,877	9,284,705
親投資信託受益証券	14,161,158,214	21,855,761,643
未収利息	-	184
流動資産合計	14,169,248,943	21,892,526,779
資産合計	14,169,248,943	21,892,526,779
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,023,703	10,017,123
未払受託者報酬	1,305,620	1,940,469
未払委託者報酬	10,445,323	15,524,049
その他未払費用	261,035	388,010
流動負債合計	20,035,681	27,869,651
負債合計	20,035,681	27,869,651
純資産の部		
元本等		
元本	9,899,595,830	11,908,747,033
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,249,617,432	9,955,910,095
（分配準備積立金）	2,962,712,402	2,861,993,277
元本等合計	14,149,213,262	21,864,657,128
純資産合計	14,149,213,262	21,864,657,128
負債純資産合計	14,169,248,943	21,892,526,779

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	9,791	27,713
有価証券売買等損益	401,950,730	4,517,082,519
営業収益合計	401,960,521	4,517,110,232
営業費用		
受託者報酬	1,130,469	1,940,469
委託者報酬	9,043,987	15,524,049
その他費用	226,005	388,010
営業費用合計	10,400,461	17,852,528
営業利益又は営業損失（ ）	391,560,060	4,499,257,704
経常利益又は経常損失（ ）	391,560,060	4,499,257,704
中間純利益又は中間純損失（ ）	391,560,060	4,499,257,704
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	22,721,099	62,901,324
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,772,184,372	4,249,617,432
剰余金増加額又は欠損金減少額	402,420,420	1,436,518,545
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	402,420,420	1,436,518,545
剰余金減少額又は欠損金増加額	128,848,904	166,582,262
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	128,848,904	166,582,262
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,414,594,849	9,955,910,095

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第5期中間計算期間	
	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期	第5期中間計算期間
	(2025年7月31日現在)	(2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	9,899,595,830口	11,908,747,033口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4293円 (1万口当たりの純資産額14,293円)	1口当たり純資産額 1.8360円 (1万口当たりの純資産額18,360円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期中間計算期間	
	(2026年1月31日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	---

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	7,657,838,336円	9,899,595,830円
期中追加設定元本額	3,398,029,745円	2,385,771,692円
期中一部解約元本額	1,156,272,251円	376,620,489円

【日興FWS・日本債インデックス】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	26,927	91,912,882
コール・ローン	4,724,465	3,271,728
親投資信託受益証券	27,206,000,228	32,943,509,534
未収利息	-	65
流動資産合計	27,210,751,620	33,038,694,209
資産合計	27,210,751,620	33,038,694,209
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,653,137	17,682,446
未払受託者報酬	2,757,487	3,413,799
未払委託者報酬	11,030,035	13,655,305
その他未払費用	482,470	597,328
流動負債合計	18,923,129	35,348,878
負債合計	18,923,129	35,348,878
純資産の部		
元本等		
元本	30,820,564,788	38,901,649,871
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	3,628,736,297	5,898,304,540
(分配準備積立金)	330,094,899	316,836,104
元本等合計	27,191,828,491	33,003,345,331
純資産合計	27,191,828,491	33,003,345,331
負債純資産合計	27,210,751,620	33,038,694,209

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	12,078	40,480
有価証券売買等損益	170,417,786	1,230,528,384
営業収益合計	170,405,708	1,230,487,904
営業費用		
受託者報酬	2,527,116	3,413,799
委託者報酬	10,108,646	13,655,305
その他費用	442,162	597,328
営業費用合計	13,077,924	17,666,432
営業利益又は営業損失（ ）	183,483,632	1,248,154,336
経常利益又は経常損失（ ）	183,483,632	1,248,154,336
中間純利益又は中間純損失（ ）	183,483,632	1,248,154,336
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	6,672,951	14,006,918
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,927,100,731	3,628,736,297
剰余金増加額又は欠損金減少額	139,153,015	172,561,008
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	139,153,015	172,561,008
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	468,207,797	1,207,981,833
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	468,207,797	1,207,981,833
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,446,312,096	5,898,304,540

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	30,820,564,788口	38,901,649,871口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 3,628,736,297円	元本の欠損 5,898,304,540円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8823円 (1万口当たりの純資産額8,823円)	1口当たり純資産額 0.8484円 (1万口当たりの純資産額8,484円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	22,507,741,814円	30,820,564,788円
期中追加設定元本額	12,448,701,926円	9,536,068,237円
期中一部解約元本額	4,135,878,952円	1,454,983,154円

【日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	128	95
コール・ローン	22,413	22,548
親投資信託受益証券	453,566,900	495,681,259
流動資産合計	453,589,441	495,703,902
資産合計	453,589,441	495,703,902
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	49,806	53,274
未払委託者報酬	224,318	239,943
その他未払費用	11,139	11,921
流動負債合計	285,263	305,138
負債合計	285,263	305,138
純資産の部		
元本等		
元本	582,434,573	633,061,455
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	129,130,395	137,662,691
(分配準備積立金)	25,361,905	24,624,341
元本等合計	453,304,178	495,398,764
純資産合計	453,304,178	495,398,764
負債純資産合計	453,589,441	495,703,902

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	66	1
有価証券売買等損益	8,726,482	2,776,469
営業収益合計	8,726,416	2,776,470
営業費用		
受託者報酬	54,777	53,274
委託者報酬	246,645	239,943
その他費用	12,236	11,921
営業費用合計	313,658	305,138
営業利益又は営業損失（ ）	9,040,074	2,471,332
経常利益又は経常損失（ ）	9,040,074	2,471,332
中間純利益又は中間純損失（ ）	9,040,074	2,471,332
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,350,187	94,020
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	108,821,072	129,130,395
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,038,661	3,984,138
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,038,661	3,984,138
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,173,363	14,893,746
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,173,363	14,893,746
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	134,645,661	137,662,691

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	582,434,573口	633,061,455口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 129,130,395円	元本の欠損 137,662,691円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.7783円 (1万口当たりの純資産額7,783円)	1口当たり純資産額 0.7825円 (1万口当たりの純資産額7,825円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	518,666,016円	582,434,573円
期中追加設定元本額	278,840,278円	68,615,909円
期中一部解約元本額	215,071,721円	17,989,027円

【日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 （2025年 7月31日現在）	第5期中間計算期間 （2026年 1月31日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	100,323	20,983,837
コール・ローン	17,602,027	5,243,610
親投資信託受益証券	13,189,125,388	14,442,284,602
未収利息	-	104
流動資産合計	13,206,827,738	14,468,512,153
資産合計	13,206,827,738	14,468,512,153
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,655,423	5,251,673
未払受託者報酬	1,296,897	1,520,772
未払委託者報酬	5,836,225	6,843,636
その他未払費用	291,732	342,083
流動負債合計	25,080,277	13,958,164
負債合計	25,080,277	13,958,164
純資産の部		
元本等		
元本	11,134,821,771	11,377,245,489
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,046,925,690	3,077,308,500
（分配準備積立金）	997,950,351	861,845,018
元本等合計	13,181,747,461	14,454,553,989
純資産合計	13,181,747,461	14,454,553,989
負債純資産合計	13,206,827,738	14,468,512,153

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	6,599	15,824
有価証券売買等損益	61,442,211	932,529,454
営業収益合計	61,448,810	932,545,278
営業費用		
受託者報酬	1,168,738	1,520,772
委託者報酬	5,259,508	6,843,636
その他費用	262,873	342,083
営業費用合計	6,691,119	8,706,491
営業利益又は営業損失（ ）	54,757,691	923,838,787
経常利益又は経常損失（ ）	54,757,691	923,838,787
中間純利益又は中間純損失（ ）	54,757,691	923,838,787
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,830,603	27,457,086
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,333,393,000	2,046,925,690
剰余金増加額又は欠損金減少額	266,609,761	434,399,859
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	266,609,761	434,399,859
剰余金減少額又は欠損金増加額	111,079,413	300,398,750
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	111,079,413	300,398,750
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,547,511,642	3,077,308,500

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	11,134,821,771口	11,377,245,489口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1838円 (1万口当たりの純資産額11,838円)	1口当たり純資産額 1.2705円 (1万口当たりの純資産額12,705円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	8,701,689,127円	11,134,821,771円
期中追加設定元本額	3,834,861,550円	1,869,889,852円
期中一部解約元本額	1,401,728,906円	1,627,466,134円

【日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	13,467	6,032
コール・ローン	2,362,845	1,438,870
親投資信託受益証券	319,179,456	293,793,898
派生商品評価勘定	-	9,155,162
未収入金	322,717	308,376
未収利息	-	28
流動資産合計	321,878,485	304,702,366
資産合計	321,878,485	304,702,366
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,532,974	258,198
未払受託者報酬	33,895	34,192
未払委託者報酬	271,488	273,858
その他未払費用	17,093	7,639
流動負債合計	3,855,450	573,887
負債合計	3,855,450	573,887
純資産の部		
元本等		
元本	456,205,682	420,180,045
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	138,182,647	116,051,566
(分配準備積立金)	33,266,815	29,109,241
元本等合計	318,023,035	304,128,479
純資産合計	318,023,035	304,128,479
負債純資産合計	321,878,485	304,702,366

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	3,422	5,331
有価証券売買等損益	8,462,094	26,427,558
為替差損益	20,218,136	14,207,016
営業収益合計	11,752,620	12,225,873
営業費用		
受託者報酬	42,872	34,192
委託者報酬	343,298	273,858
その他費用	9,557	7,639
営業費用合計	395,727	315,689
営業利益又は営業損失（ ）	12,148,347	11,910,184
経常利益又は経常損失（ ）	12,148,347	11,910,184
中間純利益又は中間純損失（ ）	12,148,347	11,910,184
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,187,021	1,124,344
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	138,719,037	138,182,647
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,829,010	17,497,339
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,829,010	17,497,339
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,055,084	6,152,098
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,055,084	6,152,098
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	146,906,437	116,051,566

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	456,205,682口	420,180,045口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 138,182,647円	元本の欠損 116,051,566円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.6971円 (1万口当たりの純資産額6,971円)	1口当たり純資産額 0.7238円 (1万口当たりの純資産額7,238円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第4期(2025年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	312,493,306	-	316,026,280	3,532,974
	小計	312,493,306	-	316,026,280	3,532,974
合計		312,493,306	-	316,026,280	3,532,974

第5期中間計算期間(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	8,199,458	-	7,972,452	227,006
	小計	8,199,458	-	7,972,452	227,006
	売建				
	アメリカ・ドル	308,550,898	-	299,426,928	9,123,970
	小計	308,550,898	-	299,426,928	9,123,970
合計		316,750,356	-	307,399,380	8,896,964

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	457,845,276円	456,205,682円
期中追加設定元本額	285,313,974円	21,755,485円
期中一部解約元本額	286,953,568円	57,781,122円

【日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	401,615	17,188,937
コール・ローン	70,464,921	12,216,679
親投資信託受益証券	10,264,515,699	11,257,824,550
未収入金	-	10,796,099
未収利息	-	242
流動資産合計	10,335,382,235	11,298,026,507
資産合計	10,335,382,235	11,298,026,507
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,276,127	5,381,738
未払受託者報酬	1,003,652	1,198,019
未払委託者報酬	8,029,555	9,584,480
その他未払費用	436,135	269,465
流動負債合計	15,745,469	16,433,702
負債合計	15,745,469	16,433,702
純資産の部		
元本等		
元本	9,085,472,202	9,128,846,771
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,234,164,564	2,152,746,034
(分配準備積立金)	1,110,361,696	945,670,790
元本等合計	10,319,636,766	11,281,592,805
純資産合計	10,319,636,766	11,281,592,805
負債純資産合計	10,335,382,235	11,298,026,507

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	80,343	118,025
有価証券売買等損益	168,570,734	877,932,483
営業収益合計	168,651,077	878,050,508
営業費用		
受託者報酬	935,456	1,198,019
委託者報酬	7,483,912	9,584,480
その他費用	210,391	269,465
営業費用合計	8,629,759	11,051,964
営業利益又は営業損失（ ）	160,021,318	866,998,544
経常利益又は経常損失（ ）	160,021,318	866,998,544
中間純利益又は中間純損失（ ）	160,021,318	866,998,544
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,200,519	42,667,723
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	753,028,976	1,234,164,564
剰余金増加額又は欠損金減少額	147,252,106	292,788,688
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	147,252,106	292,788,688
剰余金減少額又は欠損金増加額	92,964,210	198,538,039
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	92,964,210	198,538,039
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	968,538,709	2,152,746,034

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	9,085,472,202口	9,128,846,771口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1358円 (1万口当たりの純資産額11,358円)	1口当たり純資産額 1.2358円 (1万口当たりの純資産額12,358円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	7,489,434,821円	9,085,472,202円
期中追加設定元本額	3,096,314,100円	1,492,952,898円
期中一部解約元本額	1,500,276,719円	1,449,578,329円

【日興FWS・Jリートインデックス】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	30,581	11,988,433
コール・ローン	5,365,533	1,682,346
親投資信託受益証券	4,635,331,554	5,366,206,674
未収利息	-	33
流動資産合計	4,640,727,668	5,379,877,486
資産合計	4,640,727,668	5,379,877,486
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,361,050	1,670,392
未払受託者報酬	439,196	560,770
未払委託者報酬	2,305,986	2,944,198
その他未払費用	65,809	84,024
流動負債合計	8,172,041	5,259,384
負債合計	8,172,041	5,259,384
純資産の部		
元本等		
元本	4,558,744,778	4,857,084,210
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	73,810,849	517,533,892
(分配準備積立金)	449,481,835	414,439,449
元本等合計	4,632,555,627	5,374,618,102
純資産合計	4,632,555,627	5,374,618,102
負債純資産合計	4,640,727,668	5,379,877,486

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	2,688	8,431
有価証券売買等損益	57,409,456	413,662,590
営業収益合計	57,412,144	413,671,021
営業費用		
受託者報酬	362,779	560,770
委託者報酬	1,904,813	2,944,198
その他費用	54,329	84,024
営業費用合計	2,321,921	3,588,992
営業利益又は営業損失（ ）	55,090,223	410,082,029
経常利益又は経常損失（ ）	55,090,223	410,082,029
中間純利益又は中間純損失（ ）	55,090,223	410,082,029
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,273,071	17,555,804
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	320,275,347	73,810,849
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,929,063	58,169,816
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,929,063	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	58,169,816
剰余金減少額又は欠損金増加額	130,264,508	6,972,998
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,972,998
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	130,264,508	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	367,247,498	517,533,892

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	4,558,744,778口	4,857,084,210口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0162円 (1万口当たりの純資産額10,162円)	1口当たり純資産額 1.1066円 (1万口当たりの純資産額11,066円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	3,115,186,991円	4,558,744,778円
期中追加設定元本額	1,995,507,514円	673,827,461円
期中一部解約元本額	551,949,727円	375,488,029円

【日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	732	728
コール・ローン	128,369	173,673
親投資信託受益証券	210,129,945	200,143,243
派生商品評価勘定	123,808	4,666,708
未収入金	-	90,092
未収利息	-	3
流動資産合計	210,382,854	205,074,447
資産合計	210,382,854	205,074,447
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,992,751	281,591
未払受託者報酬	22,297	22,540
未払委託者報酬	134,047	135,316
その他未払費用	4,367	4,429
流動負債合計	3,153,462	443,876
負債合計	3,153,462	443,876
純資産の部		
元本等		
元本	244,668,163	236,565,964
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	37,438,771	31,935,393
(分配準備積立金)	15,843,631	14,436,149
元本等合計	207,229,392	204,630,571
純資産合計	207,229,392	204,630,571
負債純資産合計	210,382,854	205,074,447

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	372	674
有価証券売買等損益	3,356,502	16,357,628
為替差損益	10,620,587	11,751,340
営業収益合計	7,263,713	4,606,962
営業費用		
受託者報酬	28,825	22,540
委託者報酬	173,212	135,316
その他費用	5,679	4,429
営業費用合計	207,716	162,285
営業利益又は営業損失（ ）	7,471,429	4,444,677
経常利益又は経常損失（ ）	7,471,429	4,444,677
中間純利益又は中間純損失（ ）	7,471,429	4,444,677
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,627,418	401,044
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	34,053,173	37,438,771
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,822,751	3,372,559
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,822,751	3,372,559
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,879,564	1,912,814
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,879,564	1,912,814
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	35,953,997	31,935,393

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	244,668,163口	236,565,964口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 37,438,771円	元本の欠損 31,935,393円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8470円 (1万口当たりの純資産額8,470円)	1口当たり純資産額 0.8650円 (1万口当たりの純資産額8,650円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第4期(2025年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	161,657,357	-	164,567,302	2,909,945
	カナダ・ドル	2,786,624	-	2,803,496	16,872
	オーストラリア・ドル	16,334,830	-	16,268,023	66,807
	香港・ドル	2,238,536	-	2,275,031	36,495
	シンガポール・ドル	6,357,010	-	6,386,449	29,439
	イギリス・ポンド	9,242,095	-	9,232,900	9,195
	ユーロ	8,347,464	-	8,299,658	47,806
	小計	206,963,916	-	209,832,859	2,868,943
合計	206,963,916	-	209,832,859	2,868,943	

第5期中間計算期間(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	162,432,916	-	158,022,294	4,410,622
	カナダ・ドル	2,639,791	-	2,633,479	6,312
	オーストラリア・ドル	15,491,704	-	15,773,295	281,591
	香港・ドル	1,811,830	-	1,758,565	53,265
	シンガポール・ドル	6,832,596	-	6,735,836	96,760
	イギリス・ポンド	8,744,833	-	8,697,424	47,409

ユーロ	8,730,754	-	8,678,414	52,340
小計	206,684,424	-	202,299,307	4,385,117
合計	206,684,424	-	202,299,307	4,385,117

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	246,740,137円	244,668,163円
期中追加設定元本額	153,498,190円	13,961,765円
期中一部解約元本額	155,570,164円	22,063,964円

【日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	30,145	8,015,089
コール・ローン	5,289,143	3,015,571
親投資信託受益証券	4,494,562,974	5,591,467,641
未収利息	-	59
流動資産合計	4,499,882,262	5,602,498,360
資産合計	4,499,882,262	5,602,498,360
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,296,905	3,054,400
未払受託者報酬	436,421	559,870
未払委託者報酬	2,618,782	3,359,487
その他未払費用	87,203	111,892
流動負債合計	8,439,311	7,085,649
負債合計	8,439,311	7,085,649
純資産の部		
元本等		
元本	3,316,578,041	3,814,604,295
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,174,864,910	1,780,808,416
(分配準備積立金)	602,631,438	564,958,938
元本等合計	4,491,442,951	5,595,412,711
純資産合計	4,491,442,951	5,595,412,711
負債純資産合計	4,499,882,262	5,602,498,360

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	2,529	5,890
有価証券売買等損益	98,229,163	400,146,597
営業収益合計	98,231,692	400,152,487
営業費用		
受託者報酬	427,319	559,870
委託者報酬	2,564,098	3,359,487
その他費用	85,364	111,892
営業費用合計	3,076,781	4,031,249
営業利益又は営業損失（ ）	95,154,911	396,121,238
経常利益又は経常損失（ ）	95,154,911	396,121,238
中間純利益又は中間純損失（ ）	95,154,911	396,121,238
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	18,822,670	10,321,844
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	980,005,325	1,174,864,910
剰余金増加額又は欠損金減少額	181,756,554	300,916,473
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	181,756,554	300,916,473
剰余金減少額又は欠損金増加額	185,348,009	80,772,361
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	185,348,009	80,772,361
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,052,746,111	1,780,808,416

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	3,316,578,041口	3,814,604,295口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3542円 (1万口当たりの純資産額13,542円)	1口当たり純資産額 1.4668円 (1万口当たりの純資産額14,668円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	2,918,817,210円	3,316,578,041円
期中追加設定元本額	1,150,341,332円	724,551,340円
期中一部解約元本額	752,580,501円	226,525,086円

【日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,902	1,224
コール・ローン	333,778	291,937
親投資信託受益証券	330,233,826	373,490,456
派生商品評価勘定	136,290	9,401,540
未収入金	344,230	320,840
未収利息	-	5
流動資産合計	331,050,026	383,506,002
資産合計	331,050,026	383,506,002
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,986,549	116,920
未払受託者報酬	36,479	35,612
未払委託者報酬	292,175	285,222
その他未払費用	15,368	7,042
流動負債合計	2,330,571	444,796
負債合計	2,330,571	444,796
純資産の部		
元本等		
元本	233,752,407	169,514,525
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	94,967,048	213,546,681
(分配準備積立金)	85,872,878	60,000,529
元本等合計	328,719,455	383,061,206
純資産合計	328,719,455	383,061,206
負債純資産合計	331,050,026	383,506,002

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	408	789
有価証券売買等損益	58,474,879	172,427,434
為替差損益	15,917,486	12,138,632
営業収益合計	42,557,801	160,289,591
営業費用		
受託者報酬	41,151	35,612
委託者報酬	329,518	285,222
その他費用	8,149	7,042
営業費用合計	378,818	327,876
営業利益又は営業損失（ ）	42,178,983	159,961,715
経常利益又は経常損失（ ）	42,178,983	159,961,715
中間純利益又は中間純損失（ ）	42,178,983	159,961,715
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	14,077,539	17,316,391
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	33,697,128	94,967,048
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,544,823	4,806,244
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,544,823	4,806,244
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,878,556	28,871,935
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,878,556	28,871,935
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	61,464,839	213,546,681

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	233,752,407口	169,514,525口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4063円 (1万口当たりの純資産額14,063円)	1口当たり純資産額 2.2598円 (1万口当たりの純資産額22,598円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第4期(2025年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	14,755,400	-	14,891,690	136,290
	小計	14,755,400	-	14,891,690	136,290
	売建				
	アメリカ・ドル	345,436,578	-	347,423,127	1,986,549
	小計	345,436,578	-	347,423,127	1,986,549
	合計	360,191,978	-	362,314,817	1,850,259

第5期中間計算期間(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカ・ドル	375,372,661	-	366,088,041	9,284,620
	小計	375,372,661	-	366,088,041	9,284,620
	合計	375,372,661	-	366,088,041	9,284,620

(注)1.時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	317,954,124円	233,752,407円
期中追加設定元本額	112,679,455円	6,760,389円
期中一部解約元本額	196,881,172円	70,998,271円

【日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2025年 7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年 1月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	138,562	14,903,520
コール・ローン	24,311,240	8,014,707
親投資信託受益証券	15,588,665,127	21,436,554,011
未収入金	14,671,894	16,770,174
未収利息	-	159
流動資産合計	15,627,786,823	21,476,242,571
資産合計	15,627,786,823	21,476,242,571
負債の部		
流動負債		
未払解約金	24,338,013	14,627,096
未払受託者報酬	1,566,160	1,863,098
未払委託者報酬	12,529,624	14,905,050
その他未払費用	567,363	372,533
流動負債合計	39,001,160	31,767,777
負債合計	39,001,160	31,767,777
純資産の部		
元本等		
元本	6,680,554,165	5,465,993,573
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	8,908,231,498	15,978,481,221
(分配準備積立金)	5,376,177,608	3,886,789,551
元本等合計	15,588,785,663	21,444,474,794
純資産合計	15,588,785,663	21,444,474,794
負債純資産合計	15,627,786,823	21,476,242,571

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第4期中間計算期間 自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日	第5期中間計算期間 自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日
営業収益		
受取利息	6,990	21,017
有価証券売買等損益	1,838,061,572	9,092,326,164
営業収益合計	1,838,068,562	9,092,347,181
営業費用		
受託者報酬	1,271,489	1,863,098
委託者報酬	10,172,209	14,905,050
その他費用	254,216	372,533
営業費用合計	11,697,914	17,140,681
営業利益又は営業損失（ ）	1,826,370,648	9,075,206,500
経常利益又は経常損失（ ）	1,826,370,648	9,075,206,500
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,826,370,648	9,075,206,500
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	73,719,676	753,826,325
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,658,644,978	8,908,231,498
剰余金増加額又は欠損金減少額	831,594,599	1,343,877,476
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	831,594,599	1,343,877,476
剰余金減少額又は欠損金増加額	599,878,130	2,595,007,928
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	599,878,130	2,595,007,928
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,643,012,419	15,978,481,221

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第5期中間計算期間 自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	6,680,554,165口	5,465,993,573口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.3335円 (1万口当たりの純資産額23,335円)	1口当たり純資産額 3.9233円 (1万口当たりの純資産額39,233円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)	第5期中間計算期間 (2026年1月31日現在)
期首元本額	6,064,754,739円	6,680,554,165円
期中追加設定元本額	1,825,426,719円	721,010,205円
期中一部解約元本額	1,209,627,293円	1,935,570,797円

(参考)

「日興FWS・日本株インデックス」、「日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)」、「日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)」、「日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)」、「日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)」、「日興FWS・日本債インデックス」、「日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)」、「日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)」、「日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)」、「日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)」、「日興FWS・Jリートインデックス」、「日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)」、「日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)」、「日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)」および「日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)」は、「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド」、「ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」、「Jリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」および「ゴールド・インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2026年1月31日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	20,331,909
コール・ローン	4,850,169,756
株式	509,643,605,800
派生商品評価勘定	52,190,600
未収入金	494,648,110
未収配当金	669,354,110
未収利息	96,467

差入委託証拠金	212,033,675
流動資産合計	515,942,430,427
資産合計	515,942,430,427
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,894,300
前受金	8,220,000
未払金	1,982,547,600
未払解約金	131,003,655
流動負債合計	2,128,665,555
負債合計	2,128,665,555
純資産の部	
元本等	
元本	77,857,690,389
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	435,956,074,483
元本等合計	513,813,764,872
純資産合計	513,813,764,872
負債純資産合計	515,942,430,427

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年1月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	77,857,690,389口

2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 6.5994円 (1万口当たりの純資産額65,994円)
----------------	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年1月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0803月	4,139,793,700	-	4,185,090,000	45,296,300
	小計	4,139,793,700	-	4,185,090,000	45,296,300
合計		4,139,793,700	-	4,185,090,000	45,296,300

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2026年1月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	76,085,544,670円
同期中における追加設定元本額	6,912,106,818円

同期中における一部解約元本額	5,139,961,099円
2026年1月31日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,457,277,246円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	843,700,968円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	4,141,973,481円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	3,891,818,995円
S M A M・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	116,952,328円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	2,426,489円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	7,952,721円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	25,479,154円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	89,927,497円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	93,481,460円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	212,480,333円
国内株式指数ファンド(T O P I X)	1,314,399,260円
三井住友・DCつみたてN I S A・日本株インデックスファンド	34,671,954,895円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	85,401,270円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	154,651,926円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	95,969,450円
イオン・バランス戦略ファンド	18,687,472円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	104,504,010円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	205,856,010円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	227,810,154円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	978,252,727円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	626,750,404円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	820,375,911円
三井住友・DCつみたてN I S A・世界分散ファンド	85,066,879円
三井住友D S・国内株式インデックス年金ファンド	2,224,784,538円
三井住友D S・年金バランス30(債券重点型)	41,384,957円
三井住友D S・年金バランス50(標準型)	308,158,953円
三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	322,493,525円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	31,414,782円
日興F W S・日本株インデックス	4,098,055,232円
三井住友D S・T O P I Xインデックス・ファンド	303,082,302円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	74,281,248円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	43,066,115円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	43,904,530円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	31,659,895円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	26,410,507円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	383,944円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	44,875,943円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	295,554,951円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	317,356,081円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	104,628,141円
三井住友D S・バランスファンド(保守コース)	547,523円
三井住友D S・バランスファンド(安定コース)	921,624円
三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	1,289,838円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	2,135,338円

三井住友D S・バランスファンド(積極コース)	806,903円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	404,211円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	1,982,812,516円
バランスファンドVA(安定運用型) <適格機関投資家限定>	4,802,215円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型 <適格機関投資家限定>	16,220,262円
SMAM・バランスファンドVA25 <適格機関投資家専用>	309,993,757円
SMAM・バランスファンドVA37.5 <適格機関投資家専用>	687,470,744円
SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>	2,860,710,047円
SMAM・バランスファンドVL30 <適格機関投資家限定>	17,799,946円
SMAM・バランスファンドVL50 <適格機関投資家限定>	65,798,334円
SMAM・バランスファンドVA75 <適格機関投資家専用>	460,206,360円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型 <適格機関投資家限定>	24,305,434円
SMAM・インデックス・バランスVA25 <適格機関投資家専用>	111,901,558円
SMAM・インデックス・バランスVA50 <適格機関投資家専用>	415,663,630円
SMAM・バランスファンドVA40 <適格機関投資家専用>	243,592,339円
SMAM・バランスファンドVA35 <適格機関投資家専用>	693,823,743円
SMAM・グローバルバランス40VA <適格機関投資家限定>	14,189,316円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A <適格機関投資家専用>	14,108,833円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A <適格機関投資家専用>	10,769,323円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A <適格機関投資家専用>	11,845,366円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L <適格機関投資家専用>	31,878,419円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L <適格機関投資家専用>	95,209,464円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2 <適格機関投資家専用>	15,906,506円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2 <適格機関投資家専用>	14,440,378円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2 <適格機関投資家専用>	5,142,417円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2 <適格機関投資家専用>	17,281,118円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2 <適格機関投資家専用>	213,753,422円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA(適格機関投資家専用)	127,079,724円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA <適格機関投資家限定>	91,111,254円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA <適格機関投資家限定>	27,600,206円
SMAM・世界バランスファンドVA <適格機関投資家限定>	26,369,370円
SMAM・世界バランスファンドVA2 <適格機関投資家限定>	14,575,059円
SMAM・年金パッシブ日本株式ファンド <非課税適格機関投資家限定>	1,915,821,652円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド <適格機関投資家限定>	34,194,113円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04 <適格機関投資家限定>	1,314,338円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン <適格機関投資家限定>	26,935,861円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド <適格機関投資家限定>	578,812,912円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%) <適格機関投資家限定>	83,498,332円
合計	77,857,690,389円

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2026年1月31日現在)

資産の部

流動資産	
預金	17,435,716,941
金銭信託	11,891,052
コール・ローン	2,836,606,215
株式	1,200,212,674,341
投資証券	19,328,133,345
派生商品評価勘定	330,142,849
未収入金	230,610,240
未収配当金	639,801,864
未収利息	56,418
差入委託証拠金	7,160,765,297
流動資産合計	1,248,186,398,562
資産合計	1,248,186,398,562
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	37,063,276
未払解約金	53,726,293
流動負債合計	90,789,569
負債合計	90,789,569
純資産の部	
元本等	
元本	101,987,439,823
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,146,108,169,170
元本等合計	1,248,095,608,993
純資産合計	1,248,095,608,993
負債純資産合計	1,248,186,398,562

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年1月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	101,987,439,823口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 12.2377円 (1万口当たりの純資産額122,377円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年1月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(株式、新株予約権証券、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
	株価指数先物取引 買建 S&P 500 EMINI FUT MAR26	22,627,565,938	-	22,833,251,756	205,685,818

市場取引	SPI 200 FUTURES MAR26	775,795,162	-	791,716,563	15,921,401
	FTSE 100 IDX FUT MAR26	1,111,656,174	-	1,139,616,441	27,960,267
	EURO STOXX 50 MAR26	4,009,505,616	-	4,035,887,453	26,381,837
	小計	28,524,522,890	-	28,800,472,213	275,949,323
	合計	28,524,522,890	-	28,800,472,213	275,949,323

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	2,148,356,218	-	2,162,296,088	13,939,870
	カナダ・ドル	115,285,249	-	116,960,153	1,674,904
	イギリス・ポンド	125,883,485	-	126,586,553	703,068
	イスラエル・シケ ル	62,720,642	-	62,757,114	36,472
	スイス・フラン	68,501,456	-	68,710,377	208,921
	スウェーデン・ク ローナ	87,737,079	-	88,054,216	317,137
	ユーロ	302,065,799	-	302,315,677	249,878
	小計	2,910,549,928	-	2,927,680,178	17,130,250
	合計	2,910,549,928	-	2,927,680,178	17,130,250

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2026年1月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	100,016,852,777円
同期中における追加設定元本額	5,404,703,976円
同期中における一部解約元本額	3,434,116,930円
2026年1月31日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	49,067,146,778円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	230,237,157円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	946,178,793円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	817,850,788円
S M A M・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	31,380,783円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	540,311円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	1,887,143円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	6,606,077円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	23,008,030円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	29,951,054円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	82,655,583円
外国株式指数ファンド	1,265,353,260円
三井住友・DCつみたてN I S A・全海外株インデックスファンド	28,332,052,625円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	38,438,448円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	70,241,378円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	43,017,530円
イオン・バランス戦略ファンド	7,526,484円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	44,354,448円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	151,493,146円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	161,817,902円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	666,988,563円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	435,546,849円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	637,631,816円
三井住友・DCつみたてN I S A・世界分散ファンド	89,043,999円
三井住友D S・外国株式インデックス年金ファンド	4,389,994,026円
三井住友D S・年金バランス30(債券重点型)	11,242,269円
三井住友D S・年金バランス50(標準型)	70,432,385円
三井住友D S・年金バランス70(株式重点型)	68,106,097円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	13,824,046円
S M B C・DCインデックスファンド(M S C Iコクサイ)	4,496,401,227円
日興F W S・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)	137,445,876円
日興F W S・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)	4,630,837,254円
三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンド	247,877,529円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	26,022,687円

三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2 0 4 0	16,027,113円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2 0 4 5	17,653,313円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2 0 5 5	13,768,656円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2 0 6 5	11,636,263円
三井住友D S・F W専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	76,601円
三井住友D S・F W専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	11,489,547円
三井住友D S・F W専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	148,179,284円
三井住友D S・F W専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	214,537,772円
三井住友D S・F W専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	149,716,311円
三井住友D S・バランスファンド(保守コース)	483,820円
三井住友D S・バランスファンド(安定コース)	1,863,628円
三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	3,380,699円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	5,735,723円
三井住友D S・バランスファンド(積極コース)	8,416,403円
三井住友D S・D Cターゲットイヤーファンド2 0 7 0	174,095円
S M A M・外国株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	151,017,531円
バランスファンドV A(安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	1,256,422円
S M A M・バランスファンドV A 安定成長型 < 適格機関投資家限定 >	4,318,072円
S M A M・バランスファンドV A 2 5 < 適格機関投資家専用 >	111,044,216円
S M A M・バランスファンドV A 3 7 . 5 < 適格機関投資家専用 >	318,804,466円
S M A M・バランスファンドV A 5 0 < 適格機関投資家専用 >	1,517,183,644円
S M A M・バランスファンドV L 3 0 < 適格機関投資家限定 >	4,614,973円
S M A M・バランスファンドV L 5 0 < 適格機関投資家限定 >	24,056,350円
S M A M・バランスファンドV A 7 5 < 適格機関投資家専用 >	277,080,532円
S M A M・バランスファンドV L 国際分散型 < 適格機関投資家限定 >	19,501,321円
S M A M・インデックス・バランスV A 2 5 < 適格機関投資家専用 >	42,251,623円
S M A M・インデックス・バランスV A 5 0 < 適格機関投資家専用 >	221,685,621円
S M A M・バランスファンドV A 4 0 < 適格機関投資家専用 >	130,027,244円
S M A M・バランスファンドV A 3 5 < 適格機関投資家専用 >	282,500,134円
三井住友・外国株式インデックスファンド・V A S(適格機関投資家専用)	149,092,795円
S M A M・グローバルバランス4 0 V A < 適格機関投資家限定 >	22,986,547円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 0 A < 適格機関投資家専用 >	2,388,830円
S M A M・アセットバランスファンドV A 3 5 A < 適格機関投資家専用 >	2,216,327円
S M A M・アセットバランスファンドV A 5 0 A < 適格機関投資家専用 >	2,649,732円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 0 L < 適格機関投資家専用 >	5,626,508円
S M A M・アセットバランスファンドV A 2 5 L < 適格機関投資家専用 >	21,219,525円
S M A M・グローバルバランスファンド(標準型) V A < 適格機関投資家限定 >	47,423,801円
S M A M・グローバルバランスファンド(債券重視型) V A < 適格機関投資家限定 >	14,900,805円
S M A M・世界バランスファンドV A < 適格機関投資家限定 >	74,887,292円
S M A M・世界バランスファンドV A 2 < 適格機関投資家限定 >	24,543,089円
S M A M・外国株式インデックスファンドS A < 適格機関投資家限定 >	468,308,620円
S M A M・年金Wリスクコントロールファンド < 適格機関投資家限定 >	21,021,546円
S M A M・マルチアセットストラテジーファンド2 0 1 6 - 0 4 < 適格機関投資家限定 >	1,043,937円
S M A M・マルチアセットストラテジー・オープン < 適格機関投資家限定 >	16,179,307円
S M A M・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド < 適格機関投資家限定 >	92,947,896円

SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	38,389,548円
合計	101,987,439,823円

エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年1月31日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	5,033,814,933
金銭信託	1,962,284
コール・ローン	468,102,151
株式	78,465,720,234
投資信託受益証券	3,171,611,968
投資証券	5,181,183,862
派生商品評価勘定	784,329,749
未収入金	729,998
未収配当金	91,388,635
未収利息	9,310
差入委託証拠金	1,262,638,693
流動資産合計	94,461,491,817
資産合計	94,461,491,817
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	940,399
未払解約金	14,422,000
流動負債合計	15,362,399
負債合計	15,362,399
純資産の部	
元本等	
元本	29,857,829,737
剰余金	
剰余金又は欠損金()	64,588,299,681
元本等合計	94,446,129,418
純資産合計	94,446,129,418
負債純資産合計	94,461,491,817

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年1月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	29,857,829,737口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.1632円 (1万口当たりの純資産額31,632円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年1月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(株式、投資信託受益証券、投資証券)</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT MAR26	6,883,193,554	-	7,664,470,909	781,277,355
	小計	6,883,193,554	-	7,664,470,909	781,277,355
合 計		6,883,193,554	-	7,664,470,909	781,277,355

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	317,000,000	-	319,111,995	2,111,995
	小計	317,000,000	-	319,111,995	2,111,995
合 計		317,000,000	-	319,111,995	2,111,995

（注）1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2026年1月31日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	27,872,864,215円
同期中における追加設定元本額	3,184,525,410円
同期中における一部解約元本額	1,199,559,888円
2026年1月31日現在の元本の内訳	
三井住友・DCつみたてN I S A ・全海外株インデックスファンド	15,381,291,763円
三井住友・DC新興国株式インデックスファンド	3,867,623,957円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	87,481,530円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	173,803,935円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	106,347,251円
イオン・バランス戦略ファンド	19,485,994円
三井住友D S ・DCターゲットイヤーファンド2 0 5 0	78,507,074円
三井住友・資産最適化ファンド（1 安定重視型）	111,558,152円
三井住友・資産最適化ファンド（2 やや安定型）	106,865,597円
三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）	521,691,940円
三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）	369,700,432円
三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）	601,135,228円
三井住友・DCつみたてN I S A ・世界分散ファンド	183,790,917円
三井住友D S ・DCターゲットイヤーファンド2 0 6 0	23,614,951円
日興F W S ・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	435,518,793円
日興F W S ・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	6,909,383,423円
三井住友D S ・新興国株式インデックス・ファンド	153,047,871円
三井住友D S ・DCターゲットイヤーファンド2 0 3 5	52,206,661円
三井住友D S ・DCターゲットイヤーファンド2 0 4 0	31,143,470円
三井住友D S ・DCターゲットイヤーファンド2 0 4 5	31,973,140円
三井住友D S ・DCターゲットイヤーファンド2 0 5 5	23,392,070円
三井住友D S ・DCターゲットイヤーファンド2 0 6 5	19,482,740円
三井住友D S ・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	148,182円
三井住友D S ・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	17,797,676円
三井住友D S ・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	159,596,230円
三井住友D S ・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	205,202,106円
三井住友D S ・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	115,432,608円
三井住友D S ・バランスファンド（保守コース）	349,323円
三井住友D S ・バランスファンド（安定コース）	458,942円
三井住友D S ・バランスファンド（標準コース）	486,921円
三井住友D S ・バランスファンド（成長コース）	786,552円
三井住友D S ・バランスファンド（積極コース）	1,715,559円
三井住友D S ・DCターゲットイヤーファンド2 0 7 0	308,464円
S M A M ・年金Wリスクコントロールファンド< 適格機関投資家限定 >	66,500,285円
合 計	29,857,829,737円

国内債券（NOMURA - B P I ）マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2026年1月31日現在）

資産の部	
流動資産	
金銭信託	2,267,116
コール・ローン	540,819,676
国債証券	104,646,190,500
地方債証券	10,615,564,300
特殊債券	9,162,086,387
社債券	9,688,425,800
未収入金	668,278,700
未収利息	344,800,221
前払費用	16,625,117
流動資産合計	135,685,057,817
資産合計	135,685,057,817
負債の部	
流動負債	
未払金	787,302,500
未払解約金	19,588,046
流動負債合計	806,890,546
負債合計	806,890,546
純資産の部	
元本等	
元本	111,194,817,731
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	23,683,349,540
元本等合計	134,878,167,271
純資産合計	134,878,167,271
負債純資産合計	135,685,057,817

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2026年1月31日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	111,194,817,731口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2130円 (1万口当たりの純資産額12,130円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026年1月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及 び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

(2026年1月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	108,824,579,259円
同期中における追加設定元本額	8,663,624,058円
同期中における一部解約元本額	6,293,385,586円
2026年1月31日現在の元本の内訳	
三井住友・日本債券インデックス・ファンド	49,016,000,636円
三井住友D S ・国内債券インデックス年金ファンド	2,619,036,706円
日興FWS・日本債インデックス	27,158,705,305円
S M A M ・国内債券インデックス・ファンド	1,354,833,565円
国内債券インデックスファンドV A <適格機関投資家限定>	22,704,978円
S M A M ・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	31,023,536,541円
合 計	111,194,817,731円

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年1月31日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	82,290,109
金銭信託	1,091,764
コール・ローン	260,439,877
国債証券	42,031,568,590
派生商品評価勘定	509,185,031
未収利息	393,305,741
前払費用	55,790,291
流動資産合計	43,333,671,403
資産合計	43,333,671,403
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	90,217,604
未払解約金	26,290,000
流動負債合計	116,507,604
負債合計	116,507,604
純資産の部	
元本等	
元本	35,723,211,069
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	7,493,952,730
元本等合計	43,217,163,799
純資産合計	43,217,163,799
負債純資産合計	43,333,671,403

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年1月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	35,723,211,069口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2098円 (1万口当たりの純資産額12,098円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年1月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,444,319,075	-	1,419,085,668	25,233,407
	カナダ・ドル	59,845,777	-	60,233,387	387,610
	オーストラリア・ドル	35,602,668	-	36,688,176	1,085,508
	シンガポール・ドル	23,179,316	-	23,043,333	135,983

市場取引以 外の取引	ニュージーランド・ ドル	6,302,961	-	6,510,147	207,186
	イギリス・ポンド	195,586,520	-	196,812,552	1,226,032
	イスラエル・シケ ル	8,365,009	-	8,453,012	88,003
	デンマーク・クロ ネ	3,182,675	-	3,190,941	8,266
	ノルウェー・クロ ネ	1,549,281	-	1,607,140	57,859
	スウェーデン・ク ローナ	1,870,645	-	1,914,869	44,224
	メキシコ・ペソ	29,219,736	-	29,969,410	749,674
	オフショア・人民元	328,182,886	-	323,375,640	4,807,246
	ポーランド・ズロチ	17,777,321	-	17,856,771	79,450
	ユーロ	968,909,826	-	971,569,500	2,659,674
	小計	3,123,893,696	-	3,100,310,546	23,583,150
	売建				
	アメリカ・ドル	21,001,248,693	-	20,628,959,624	372,289,069
	カナダ・ドル	952,473,286	-	947,823,486	4,649,800
オーストラリア・ド ル	565,207,487	-	584,852,688	19,645,201	
シンガポール・ドル	403,189,681	-	401,439,117	1,750,564	
ニュージーランド・ ドル	135,899,109	-	140,433,171	4,534,062	
イギリス・ポンド	2,731,659,691	-	2,749,026,936	17,367,245	
イスラエル・シケ ル	182,332,303	-	184,971,792	2,639,489	
デンマーク・クロ ネ	90,853,335	-	90,573,633	279,702	
ノルウェー・クロ ネ	73,919,974	-	76,660,578	2,740,604	
スウェーデン・ク ローナ	78,129,206	-	80,076,340	1,947,134	
メキシコ・ペソ	402,869,489	-	413,257,710	10,388,221	
オフショア・人民元	5,362,131,589	-	5,278,930,615	83,200,974	
ポーランド・ズロチ	331,731,646	-	332,310,153	578,507	
ユーロ	13,515,706,581	-	13,475,485,650	40,220,931	
小計	45,827,352,070	-	45,384,801,493	442,550,577	
合 計	48,951,245,766	-	48,485,112,039	418,967,427	

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しておりま
す。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為
替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下
の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2026年1月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	30,171,097,924円
同期中における追加設定元本額	10,562,333,251円
同期中における一部解約元本額	5,010,220,106円
2026年1月31日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	1,831,217,333円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	1,443,641,363円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	407,726,887円
イオン・バランス戦略ファンド	1,022,012,980円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	4,609,437,772円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	2,278,319,773円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	4,031,118,493円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	1,178,639,443円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	155,067,553円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	221,310,703円
日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)	409,721,656円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	11,806,386円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	432,129,454円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	1,906,659,602円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	854,781,121円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	19,491,836円
三井住友DS・バランスファンド(保守コース)	26,702,485円
三井住友DS・バランスファンド(安定コース)	17,008,004円
三井住友DS・バランスファンド(標準コース)	9,103,962円
三井住友DS・バランスファンド(成長コース)	874,579円
SMAM・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	790,242,765円
SMAM・ヘッジ付き年金外国債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	10,867,845,275円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,127,303,590円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	57,149,131円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	868,595,501円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	1,145,303,422円
合計	35,723,211,069円

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年1月31日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	460,099,492
金銭信託	6,299,794
コール・ローン	1,502,813,633
国債証券	210,790,842,094
未収利息	2,113,068,701
前払費用	121,534,195
流動資産合計	214,994,657,909
資産合計	
214,994,657,909	
負債の部	
流動負債	
未払解約金	15,150,792
流動負債合計	15,150,792
負債合計	
15,150,792	
純資産の部	
元本等	
元本	84,209,478,265
剰余金	
剰余金又は欠損金()	130,770,028,852
元本等合計	214,979,507,117
純資産合計	
214,979,507,117	
負債純資産合計	
214,994,657,909	

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年1月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	84,209,478,265口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.5529円 (1万口当たりの純資産額25,529円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年1月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2026年1月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	85,111,899,539円
同期中における追加設定元本額	7,203,111,486円
同期中における一部解約元本額	8,105,532,760円
2026年1月31日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	30,263,739,334円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	1,079,084,317円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	2,878,042,740円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	1,910,375,894円

S M A M ・ グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	161,063,675円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	5,153,827円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	17,809,794円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	59,535,248円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	224,101,972円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	198,101,000円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	350,584,536円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	14,517,248円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	41,942,408円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	84,106,708円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	53,774,499円
イオン・バランス戦略ファンド	35,929,950円
三井住友D S ・ DCターゲットイヤーファンド2050	86,151,686円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	463,810,109円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	303,013,682円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	1,054,557,572円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	365,382,063円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	205,294,463円
三井住友・DCつみたてN I S A ・ 世界分散ファンド	427,593,488円
三井住友D S ・ 外国債券インデックス年金ファンド	2,093,497,084円
三井住友D S ・ 年金バランス30(債券重点型)	53,748,253円
三井住友D S ・ 年金バランス50(標準型)	217,525,698円
三井住友D S ・ 年金バランス70(株式重点型)	161,705,503円
三井住友D S ・ DCターゲットイヤーファンド2060	26,670,461円
日興F W S ・ 先進国債インデックス(為替ヘッジなし)	5,657,207,334円
三井住友D S ・ 先進国債インデックス・ファンド	325,250,526円
三井住友D S ・ DCターゲットイヤーファンド2035	55,583,283円
三井住友D S ・ DCターゲットイヤーファンド2040	33,119,115円
三井住友D S ・ DCターゲットイヤーファンド2045	35,049,150円
三井住友D S ・ DCターゲットイヤーファンド2055	26,439,280円
三井住友D S ・ DCターゲットイヤーファンド2065	22,478,927円
三井住友D S ・ F W専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	2,348,465円
三井住友D S ・ F W専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	74,168,333円
三井住友D S ・ F W専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	95,752,171円
三井住友D S ・ F W専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	103,560,978円
三井住友D S ・ F W専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	59,080,197円
三井住友D S ・ バランスファンド(保守コース)	100,266円
三井住友D S ・ バランスファンド(安定コース)	136,046円
三井住友D S ・ バランスファンド(標準コース)	311,063円
三井住友D S ・ バランスファンド(成長コース)	535,054円
三井住友D S ・ DCターゲットイヤーファンド2070	333,830円
S M A M ・ 年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	8,418,413,309円
S M A M ・ バランスファンドV A安定成長型<適格機関投資家限定>	10,006,149円
S M A M ・ バランスファンドV A 2 5 <適格機関投資家専用>	1,862,224,999円
S M A M ・ バランスファンドV A 3 7 . 5 <適格機関投資家専用>	2,863,434,595円
S M A M ・ バランスファンドV A 5 0 <適格機関投資家専用>	7,270,200,844円
S M A M ・ バランスファンドV L 3 0 <適格機関投資家限定>	21,841,820円
S M A M ・ バランスファンドV L 5 0 <適格機関投資家限定>	56,657,958円

SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	642,391,661円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	89,546,171円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	671,073,368円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,025,484,447円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	930,760,294円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	2,658,524,303円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	4,548,905,963円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	262,673,599円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	74,334,151円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	34,510,331円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	15,345,114円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	12,253,626円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	40,308,878円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	238,259,369円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	40,939,268円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	22,013,203円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,515,115円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	549,491,832円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	368,053,068円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	404,803,541円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	175,388,311円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	138,108,411円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	168,428,759円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	8,136,187円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	125,685,277円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド<適格機関投資家限定>	757,664,929円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	369,832,185円
合計	84,209,478,265円

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2026年1月31日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	499,296,839
金銭信託	428,225
コール・ローン	102,152,982
国債証券	12,927,290,413
社債券	156,010,998
未収利息	169,907,020
前払費用	11,733,802
流動資産合計	13,866,820,279
資産合計	13,866,820,279

負債の部		
流動負債		
未払金		248,466,683
未払解約金		11,104,475
流動負債合計		259,571,158
負債合計		259,571,158
純資産の部		
元本等		
元本		10,717,860,071
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		2,889,389,050
元本等合計		13,607,249,121
純資産合計		13,607,249,121
負債純資産合計		13,866,820,279

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年1月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	10,717,860,071口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2696円 (1万口当たりの純資産額12,696円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年1月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

(2026年1月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,559,538,385円
同期中における追加設定元本額	1,702,022,417円
同期中における一部解約元本額	1,543,700,731円
2026年1月31日現在の元本の内訳	
日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）	231,406,662円
日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）	8,867,221,606円
三井住友D S・新興国債インデックス・ファンド	169,596,508円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	95,182,981円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	304,404,133円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	206,523,397円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	100,874,862円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	31,536,321円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	66,305,460円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	38,920,468円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	40,865,830円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	31,082,075円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	26,632,974円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	147,636円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	17,763,412円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	156,492,678円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	206,328,118円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	121,721,267円

三井住友D S ・バランスファンド（保守コース）	296,601円
三井住友D S ・バランスファンド（安定コース）	758,856円
三井住友D S ・バランスファンド（標準コース）	1,264,034円
三井住友D S ・バランスファンド（成長コース）	2,142,574円
三井住友D S ・DCターゲットイヤーファンド2070	391,618円
合 計	10,717,860,071円

Jリート・インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2026年1月31日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	520,114
コール・ローン	124,072,996
投資証券	33,561,632,050
派生商品評価勘定	892,000
未収配当金	388,340,331
未収利息	2,467
差入委託証拠金	1,700,991
流動資産合計	34,077,160,949
資産合計	34,077,160,949
負債の部	
流動負債	
前受金	1,386,400
未払金	46,204,861
未払解約金	41,789,412
流動負債合計	89,380,673
負債合計	89,380,673
純資産の部	
元本等	
元本	10,789,444,271
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	23,198,336,005
元本等合計	33,987,780,276
純資産合計	33,987,780,276
負債純資産合計	34,077,160,949

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2026年1月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	10,789,444,271口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.1501円 (1万口当たりの純資産額31,501円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年1月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
	リート指数先物取引				

市場取引	買建				
	TREIT 先物 0803月	38,428,000	-	39,320,000	892,000
	小計	38,428,000	-	39,320,000	892,000
	合計	38,428,000	-	39,320,000	892,000

(注) 1. 時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2026年1月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	8,681,380,610円
同期中における追加設定元本額	3,169,222,037円
同期中における一部解約元本額	1,061,158,376円
2026年1月31日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	95,524,236円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	230,547,731円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	152,290,277円
イオン・バランス戦略ファンド	19,309,656円
三井住友・DC日本リートインデックスファンド	4,437,710,862円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2050	71,752,035円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	56,553,974円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	61,822,836円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	280,881,954円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	197,394,497円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	165,993,025円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	84,093,946円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2060	22,220,614円
三井住友D S・国内リートインデックス年金ファンド	552,295,090円
日興FWS・Jリートインデックス	1,703,503,595円
三井住友D S・国内リートインデックス・ファンド	595,237,230円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2035	45,854,906円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2040	27,882,259円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2045	29,399,500円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2055	22,031,050円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2065	18,674,304円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	385,902円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	59,766,492円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	539,330,985円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	705,773,060円
三井住友D S・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	402,065,500円

三井住友D S・バランスファンド(保守コース)	538,367円
三井住友D S・バランスファンド(安定コース)	1,578,187円
三井住友D S・バランスファンド(標準コース)	2,479,623円
三井住友D S・バランスファンド(成長コース)	3,398,295円
三井住友D S・DCターゲットイヤーファンド2070	277,332円
S M A M・世界リート・インデックスファンドV A <適格機関投資家限定>	2,285,400円
S M A M・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	111,386,940円
S M A M・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	5,440,240円
S M A M・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	83,764,371円
合計	10,789,444,271円

外国リート・インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2026年1月31日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	998,324,624
金銭信託	357,403
コール・ローン	85,258,408
投資証券	54,434,437,738
派生商品評価勘定	380,797
未収入金	11,996,299
未収配当金	55,286,285
未収利息	1,695
流動資産合計	55,586,043,249
資産合計	55,586,043,249
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,031
未払解約金	1,000,000
流動負債合計	1,002,031
負債合計	1,002,031
純資産の部	
元本等	
元本	14,195,712,697
剰余金	
剰余金又は欠損金()	41,389,328,521
元本等合計	55,585,041,218
純資産合計	55,585,041,218
負債純資産合計	55,586,043,249

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
----	-----------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2026年1月31日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	14,195,712,697口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.9156円 （1万口当たりの純資産額39,156円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（2026年1月31日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年1月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	84,800,000	-	85,087,666	287,666
	オーストラリア・ドル	12,600,000	-	12,689,489	89,489
	シンガポール・ドル	6,200,000	-	6,201,299	1,299
	イギリス・ポンド	5,800,000	-	5,801,781	1,781
	ユーロ	5,600,000	-	5,599,409	591
	小計	115,000,000	-	115,379,644	379,644
	売建				
	イギリス・ポンド	10,100,000	-	10,100,878	878
小計	10,100,000	-	10,100,878	878	
合計		125,100,000	-	125,480,522	378,766

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2026年1月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	13,358,270,520円
同期中における追加設定元本額	1,265,583,423円
同期中における一部解約元本額	428,141,246円
2026年1月31日現在の元本の内訳	

アセットアロケーション・ファンド(安定型)	8,423,918円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	15,938,400円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	10,058,022円
イオン・バランス戦略ファンド	15,444,615円
三井住友・DC外国リートインデックスファンド	10,573,846,643円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	18,603,839円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	43,524,344円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	49,963,708円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	226,884,039円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	160,801,068円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	136,121,521円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	208,223,795円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,732,714円
三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	730,098,530円
日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)	51,114,323円
日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)	1,427,997,661円
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	122,658,736円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	15,418,786円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	7,943,403円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	7,444,734円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	5,786,276円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	4,853,519円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	48,127円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	5,895,310円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	66,524,584円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	101,526,241円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	68,526,079円
三井住友DS・バランスファンド(保守コース)	251,853円
三井住友DS・バランスファンド(安定コース)	258,101円
三井住友DS・バランスファンド(標準コース)	519,171円
三井住友DS・バランスファンド(成長コース)	894,978円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	72,540円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	26,260,149円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	78,052,970円
合計	14,195,712,697円

ゴールド・インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2026年1月31日現在)

資産の部

流動資産

預金	146,601,930
金銭信託	643,972
コール・ローン	153,619,222
投資信託受益証券	28,007,387,929
未収利息	3,055

流動資産合計	28,308,256,108
資産合計	28,308,256,108
負債の部	
流動負債	
未払解約金	21,891,014
流動負債合計	21,891,014
負債合計	21,891,014
純資産の部	
元本等	
元本	7,156,856,501
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	21,129,508,593
元本等合計	28,286,365,094
純資産合計	28,286,365,094
負債純資産合計	28,308,256,108

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026年1月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	7,156,856,501口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.9523円 (1万口当たりの純資産額39,523円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2026年1月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

(2026年1月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	8,135,378,566円
同期中における追加設定元本額	1,149,458,816円
同期中における一部解約元本額	2,127,980,881円
2026年1月31日現在の元本の内訳	
日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）	94,499,521円
日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）	5,423,817,527円
三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）	965,113,964円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	229,280円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	34,909,131円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	249,035,763円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	289,296,576円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	99,954,739円
合計	7,156,856,501円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

資本金の額および株式数

	2026年1月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

最近5年間における資本金の額の増減
該当ありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年1月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	652	16,212,765
単位型株式投資信託	67	610,096
追加型公社債投資信託	1	24,080
単位型公社債投資信託	108	151,083
合計	828	16,998,026

(3)【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

5【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第40期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第41期中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		66,540,261	52,028,017
金銭の信託		23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託		300,051	500,353
前払費用		583,635	644,114
未収入金		193,837	250,860
未収委託者報酬		14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬		3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬		406,420	292,775
未収収益		84,166	79,998
未収還付法人税等		-	125,792
その他の流動資産		43,391	134,288
流動資産合計		109,410,202	106,105,936
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		1,265,924	1,157,214
器具備品		516,485	471,243
土地		710	710
リース資産		1,782	-
有形固定資産合計		1,784,901	1,629,168
無形固定資産			
ソフトウェア		2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん		101,101	511,487
顧客関連資産		2,740,868	2,436,327
電話加入権		9,332,065	7,218,790
商標権		12,706	12,706
		30	24
無形固定資産合計		14,793,389	12,254,141
投資その他の資産			
投資有価証券		9,976,957	9,257,612
関係会社株式		1,927,221	1,740,365
長期差入保証金		1,361,654	1,360,241
長期前払費用		44,009	75,691

会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		69,953,226		78,891,124
運用受託報酬		11,147,187		13,102,509
投資助言報酬		1,302,916		1,360,859
その他営業収益				
サービス支援手数料		319,553		400,872
その他		8,758		10,391
営業収益計		82,731,642		93,765,757
営業費用				
支払手数料		32,014,851		35,223,731
広告宣伝費		320,694		335,877
調査費				
調査費		4,637,211		5,327,087
委託調査費		12,412,033		14,077,571
営業雑経費				
通信費		56,291		51,489
印刷費		457,187		421,006
協会費		38,305		44,372
諸会費		30,484		42,328
情報機器関連費		5,268,275		5,313,187
販売促進費		31,339		44,315
その他		253,344		410,566
営業費用合計		55,520,019		61,291,534
一般管理費				
給料				
役員報酬		232,329		223,068
給料・手当		8,043,456		8,380,787
賞与		1,073,375		1,098,999
賞与引当金繰入額		2,854,060		3,379,790
交際費		57,134		54,024
寄付金		26,400		24,878
事務委託費		2,022,734		2,225,175
旅費交通費		166,596		242,135
租税公課		600,468		413,678
不動産賃借料		1,249,392		1,225,686
退職給付費用		712,228		803,656
固定資産減価償却費		3,281,572		3,349,674
のれん償却費		304,540		304,540
諸経費		215,455		356,081
一般管理費合計		20,839,745		22,082,177
営業利益		6,371,877		10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		11,021,392		388,907
受取利息		2,840		46,258
金銭の信託運用益		199,056		-
時効成立分配金・償還金		461		506

原稿・講演料		2,143	2,440
投資有価証券償還益		5,384	115
投資有価証券売却益		12,261	826
投資事業組合運用益		-	36,683
為替差益		-	75,948
不動産賃貸料		108,505	117,054
雑収入		20,632	41,618
営業外収益合計		11,372,678	710,359
営業外費用			
金銭の信託運用損		-	88,979
投資有価証券償還損		10,829	137,207
投資有価証券売却損		48,575	93
投資事業組合運用損		-	56,719
為替差損		4,701	-
雑損失		-	4,818
営業外費用合計		64,106	287,820
経常利益		17,680,450	10,814,585
特別利益			
子会社株式売却益	1	14,096,622	672,682
特別利益合計		14,096,622	672,682
特別損失			
固定資産除却損	2	12,385	76,933
固定資産売却損		-	204
投資有価証券評価損		-	3,191
特別損失合計		12,385	80,328
税引前当期純利益		31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794	3,062,795
法人税等調整額		1,314,394	162,825
法人税等合計		6,488,400	2,899,969
当期純利益		25,276,287	8,506,969

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	- 千円

2. 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

1. 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を

計上しております。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 684,279千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 1,598,506千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円(その他有価証券3,191千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127

評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形

固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却（売却価格）	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

（注）子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の 子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の 子会社	SMBG Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業（銀行持株会社）	-	-	子会社株式の売却（売却価格）	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

第41期中間会計期間

(2025年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		53,937,844
金銭の信託		34,116,358
顧客分別金信託		500,882
前払費用		727,504
未収委託者報酬		16,723,420
未収運用受託報酬		4,851,189
未収投資助言報酬		163,473
未収収益		73,695
その他		330,074
流動資産合計		111,424,443
固定資産		
有形固定資産	1	1,669,213
無形固定資産		
のれん		2,284,057
顧客関連資産		6,941,144
その他		2,453,625
無形固定資産合計		11,678,826
投資その他の資産		
投資有価証券		6,250,413
関係会社株式		1,740,365
繰延税金資産		1,238,016
その他		1,368,456
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計		10,576,501
固定資産合計		23,924,542
資産合計		135,348,985
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,874
顧客からの預り金		52,465
その他の預り金		110,106
未払金		7,687,091
未払費用		7,545,343
未払法人税等		2,519,710
賞与引当金		3,062,252
その他	2	717,715
流動負債合計		21,696,560
固定負債		
リース債務		6,716
退職給付引当金		4,743,402
固定負債合計		4,750,119
負債合計		26,446,680
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946

利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24,539,297
利益剰余金合計	24,823,542
株主資本合計	108,919,488
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	17,183
評価・換算差額等合計	17,183
純資産合計	108,902,305
負債純資産合計	135,348,985

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			40,180,566
運用受託報酬			6,366,522
投資助言報酬			409,564
その他の営業収益			205,942
営業収益計			47,162,596
営業費用			30,813,556
一般管理費	1		10,188,039
営業利益			6,161,000
営業外収益	2		429,836
営業外費用	3		109,517
経常利益			6,481,320
税引前中間純利益			6,481,320
法人税、住民税及び事業税			2,340,705
法人税等調整額			328,236
法人税等合計			2,012,468
中間純利益			4,468,851

(3) 中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当中間期変動額						
剰余金の配当						4,674,068
中間純利益						4,468,851

株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	205,216
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,539,297

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059
当中間期変動額					
剰余金の配当	4,674,068	4,674,068			4,674,068
中間純利益	4,468,851	4,468,851			4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			71,463	71,463	71,463
当中間期変動額 合計	205,216	205,216	71,463	71,463	133,753
当中間期末残高	24,823,542	108,919,488	17,183	17,183	108,902,305

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	3～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間貸借対照表関係)

第41期中間会計期間 (2025年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	2,181,838千円
2.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	110,762千円
無形固定資産	761,620千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	102,246千円
金銭の信託運用益	127,829千円
為替差益	119,164千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	81,540千円
投資有価証券売却損	3,500千円
投資事業組合運用損	24,256千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1.オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,129,267千円
1年超	3,952,434千円
合計	5,081,701千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	34,116,358	34,116,358	-
(2)投資有価証券 其他有価証券	4,368,086	4,368,086	-
資産計	38,484,445	38,484,445	-

（注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
其他有価証券	
(1)非上場株式	40,356
(2)組合出資金等	1,841,970
合計	1,882,326
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,740,365
合計	1,740,365

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)金銭の信託	-	34,116,358	-	34,116,358
(2)投資有価証券 其他有価証券	-	4,368,086	-	4,368,086
資産計	-	38,484,445	-	38,484,445

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 其他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,392,599	3,320,785	71,813
小計	3,392,599	3,320,785	71,813
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	975,487	1,082,919	107,431
小計	975,487	1,082,919	107,431
合計	4,368,086	4,403,705	35,618

（注）組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,882,326千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	40,180,566	6,366,522	409,564	205,942	47,162,596

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,215円29銭
1株当たり中間純利益	131円94銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本株インデックスの2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・日本株インデックスの2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年8月1日から2026年1月31日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本債インデックスの2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・日本債インデックスの2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Jリートインデックスの2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・Jリートインデックスの2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年8月1日から2026年1月31日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年8月1日から2026年1月31日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年8月1日から2026年1月31日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)の2025年8月1日から2026年1月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)の2026年1月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年8月1日から2026年1月31日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。